

田園都市やほぼ  
第2次男女共同参画プラン

～中間改訂版～



矢 巾 町

## はじめに

矢巾町では、男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、「男女が共に互いを尊重し、あらゆる分野において誰もが躍動できる、いきいきと活力に満ちたまちの実現」を目指して、平成28年度に令和7年度までの10年間を計画期間とする「田園都市やはば第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

近年、私たちを取り巻く社会では、ハラスメントに関する問題の根深さや、配偶者からの暴力・性暴力の深刻化が改めて浮き彫りになり、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって女性の雇用や所得への影響も増大しており、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今まさに男女共同参画の視点が強く求められていると同時に、諸課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが必要となっています。

これらの社会情勢を踏まえつつ、平成28年度に策定された「田園都市やはば第2次男女共同参画プラン」において、令和2年度は計画期間の中間年度にあたることから、各施策における主な取組内容や指標、目標値について見直し、今後5年間の男女共同参画社会の実現にむけた施策の充実を図るため改訂を行いました。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢や国籍などにとらわれないジェンダー・フリーに関すること等も含め、幅広く多様な人々を包括し、全ての人が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現にもつながります。今後もこの計画に基づき、家庭・地域・企業・行政や町内の各種団体に広く計画の周知に努め、それぞれの立場で自発的に行動できるよう取組を進めてまいります。

おわりに、この計画の改訂にあたり、貴重なご提言をいただきました矢巾町男女共同参画推進懇話会の委員をはじめ、町内在住の岩手県男女共同参画サポーターの皆様、各種団体や町民の皆様のご協力に対し、厚くお礼申し上げますとともに、計画の推進にあたり一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

矢巾町長 高橋昌造

# 目 次

第1章 改訂版の策定にあたって	1
1. 計画改訂の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間及び名称	
4. 改訂の基本的視点	
第2章 基本構想	2
1. 基本理念	
2. 基本目標	
3. 取り組みの内容	
基本目標Ⅰ. 男女共同参画の理解促進	3
基本目標Ⅱ. 様々な分野における男女の参画拡大	5
基本目標Ⅲ. 安心安全な暮らしの実現	10
基本目標Ⅳ. 多様性の尊重とあらゆる暴力の根絶	15
第3章 計画の推進	18
1. 推進体制の整備	
2. 計画の進行管理	
3. 他の自治体等との連携	
取り組み指標一覧表	19





# 第1章 改訂版の策定にあたって

## 1. 計画改訂の趣旨

矢巾町では、平成28年3月に「田園都市やはば 第2次男女共同参画プラン」(平成28年度から令和7年度までの10年計画)を策定し、男女共同参画推進に関する様々な施策や事業を推進してきました。

この現行計画は、令和2年度で策定から5年が経過し、その間、人口減少の本格化や、人々の生活を脅かす大規模災害や感染症の発生など、目まぐるしく社会情勢が変化してきました。それらに対応するためには今後ますます、男女共同参画の視点が必要不可欠となっております。

国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、11の分野に分けた政策の方向性を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成促進を図っていくこととしています。

このような状況を踏まえ、私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性に富んだ活力のある持続可能な社会を実現するために、プランの中間年にあたり、計画の改訂を行うこととしました。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく計画であり、また、矢巾町総合計画におけるまちづくりの方針「快適性と安全性を高めるまちづくり」の実現に向けて施策の推進を図るとともに、関連する本町の各種計画との整合性に配慮しています。

## 3. 計画の期間

田園都市やはば第2次男女共同参画プラン改訂版の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図ることから、必要に応じて見直すこととします。また、それぞれの基本目標、基本施策ごとに年度目標を立て、その達成状況を毎年管理します。

## 4. 改訂の基本的視点

計画改訂に際して、各施策における主な取り組みや指標の目標値について、追加や一部見直しを行っています。

## 第2章 基本構想

### 1. 基本理念

男女共同参画社会を実現するために、次の3点を基本理念とし、男女が共に互いを尊重し、あらゆる分野において誰もが躍動できる、いきいきと活力に満ちたまちを目指します。

「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」  
「女性の活躍支援」  
「男女の人権尊重と暴力の根絶」

### 2. 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げて計画を推進します。

	基本目標	施策の方向性
I	男女共同参画の理解促進	(1) 男女共同参画に関する情報提供・啓発 (2) 幅広い年代に対する教育と学習の推進
II	様々な分野における男女の参画拡大	(1) 意思・方針決定過程への女性の参画拡大 (2) ワーク・ライフ・バランスの実現 (3) 多様な働き方の促進に関する支援の充実
III	安心安全な暮らしの実現	(1) 生活上の困難に対する支援の推進 (2) 子育て・介護支援の拡充 (3) 男女における健康支援 (4) 防災における男女共同参画の推進
IV	多様性の尊重とあらゆる暴力の根絶	(1) 多様性を尊重する意識づくり (2) 暴力等を許さない環境整備と理解促進

### 3. 取り組みの内容

基本目標ごとに、次の内容を中心とした施策の展開を図っていきます。

## 基本目標 I. 男女共同参画の理解促進

家庭や地域において男女共同参画を推進するためには、あらゆる世代が男女共同参画の意義やその必要性について理解し、それぞれの立場で男女共同参画の視点に立った行動をとることが重要です。そのために、男女共同参画についての知識の広い情報提供に努めます。

### (1) 男女共同参画に関する情報提供・啓発

令和元年度に実施した男女共同参画に関する街頭アンケート調査の結果によると、「男女共同参画社会<sup>1</sup>」という言葉も意味も知っている人の割合は40.3%にとどまり、まだまだ理解されていないのが現状です。

また、固定的性別役割分担意識<sup>2</sup>やアンコンシャス・バイアス<sup>3</sup>（無意識の偏見）が未だ根強く残っていることも課題です。

男女共同参画についてより多くの人に知ってもらい、男女双方の関心や意識の向上を図るため、広く町民に対して情報提供・啓発に努めます。

#### 【主な取り組み内容】

- 町広報誌やホームページを活用した情報提供のほか、男女共同参画コーナーを常設し関連するチラシ等がいつでも手に取れるようにします。また、パネル展示や関連書籍の紹介を行います。
- 庁舎内や地域で開催される様々な会議において、チラシ配布等による情報提供、啓発活動を行います。
- 企業団体に対し、チラシ配布等の情報提供や男女共同参画セミナーの支援を行います。

---

<sup>1</sup>男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任をになうべき社会。（男女共同参画基本法第2条）

<sup>2</sup>固定的性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

<sup>3</sup>アンコンシャス・バイアス：過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気が付かないうちに身についたものの見方やとらえ方の偏り。日本語では「無意識の偏見」と訳されることが多い。



## 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
男女共同参画コーナーの設置回数	1回/年	3回/年	文化スポーツ課
男女共同参画という言葉と意味を知っている人の割合	40.2%	65.0%	文化スポーツ課

## (2) 幅広い年代に対する教育と学習の推進

男女共同参画を推進するためには、人格育成の基礎となる幼少期から、家庭や学校において発達段階に応じた意識づけやその重要性について教育することが必要です。また、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が男女双方にとって有意義であることについて啓発する必要もあります。

「教育・仕事・老後」という単線的な人生設計ではなく、人生ステージに応じた様々な学び方、働き方、生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた教育と学習機会の推進に取り組みます。

### 【主な取り組み内容】

- 岩手県男女共同参画センター<sup>4</sup>が主催する男女共同参画フェスティバル<sup>5</sup>や出前講座、男女共同参画サポーター<sup>6</sup>養成講座について広く周知し、特に若い世代や男性等を中心とした多くの町民の参加を促します。
- 町内在住の男女共同参画サポーターに対し、その活動の支援を行います。

---

<sup>4</sup>岩手県男女共同参画センター：男女共同参画推進の拠点施設として、平成18年度にいわて県民情報交流センター（アイーナ）内に設置。県民を対象とした男女共同参画に関する情報提供、学習、相談、交流事業を実施している。

<sup>5</sup>男女共同参画フェスティバル：岩手県では6月を「いわて男女共同参画推進月間」と定めており、この月間に合わせ、県民の男女共同参画に関する関心、理解を深めることを目的として岩手県男女共同参画センターが主催するもの。

<sup>6</sup>男女共同参画サポーター：地域において男女共同参画を推進するため、平成12年度から市町村の推薦を受けて岩手県が養成しているもの。岩手県が実施している男女共同参画サポーター養成講座の修了者が認定を受ける。

- 男女共同参画に関する出前講座のメニュー化と、実施に向けた周知活動に取り組みます。
- 男女共同参画を推進するためには、幼少期からの意識づくりが重要であることから、学校教育の場における男女共同参画に関する学習の推進を呼びかけます。
- SDG s（持続可能な開発目標）では、2030年までに達成すべき17の目標を掲げており、そのうちゴール5では、ジェンダー平等（男女共同参画）と女性のエンパワーメント（女性の地位向上、女性活躍）が謳われています。このことから、SDG sを学習することは男女共同参画社会の実現に向けた理解促進につながるため、出前講座のメニュー化と実施に向けた周知活動に取り組みます。

### 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
岩手県男女共同参画サポーターの認定者数【累計】	累計 25 人	累計 35 人	文化スポーツ課
岩手県男女共同参画サポーターの活動支援回数	実績なし	2 回/年	文化スポーツ課
男女共同参画に関する学習を実施した町立学校数	6 校中 4 校	6 校中 6 校	学校教育課

## 基本目標Ⅱ. 様々な分野における男女の参画拡大

男女共同参画社会の実現にあたっては、男性も女性も社会の対等な構成員として共に参画し、男女の連携（パートナーシップ）が必要不可欠です。

また、様々な分野の意思・方針決定過程において、女性が参画している割合は未だ低く、女性のキャリア形成や、仕事と生活の両立に関する支援、男女均等な機会や待遇の確保が求められています。女性が社会に進出することの必要性や重要性について男性の理解を促進するとともに、女性が積極的に地域活動や指導的地位<sup>7</sup>に就くための支援の拡充に努めます。

<sup>7</sup>指導的地位：国会議員のほか、公務員や企業の経営・管理職層などを指す。

## (1) 意思・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる場面における意思・方針決定過程に協同して参画する機会を確保し、女性の参画拡大が継続的に進展するような取り組みの強化と、指導的地位に占める女性の割合向上を目指します。

### 【主な取り組み内容】

- 庁内審議会、委員会、会議等における女性委員の割合向上を促すため、各課に対し、クオータ制<sup>8</sup>の導入を呼びかけます。
- 矢巾町長部局行政組織規則第13条に定める審議会、矢巾町教育委員会行政組織規則第18条に定める附属機関、行政区長、町議会議員等に占める女性の割合の向上のため、各課及び各関係機関に対し女性の積極的な登用を呼びかけます。
- 指導的地位に就く女性の必要性や重要性の意識を高めるため、町職員管理職、課長補佐相当職及び係長相当職に占める女性の割合向上に努めます。
- 女性の活躍や男女の連携等について様々な意見を交換し合う場を提供し、その内容を町民に発信する等を通して、女性が積極的に地域活動等に参加できる社会づくりに努めます。

---

<sup>8</sup>クオータ制：国や地方公共団体の審議会等における議員や委員、役員の一定数を女性に割り当てる制度のこと。

## 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
審議会等委員に占める女性の割合	28.4%	33.0%	全庁（集計：文化スポーツ課）
各種委員会や会議等の役員選出におけるクォータ制の導入率	実績なし	15.0%	全庁（集計：文化スポーツ課）
町職員管理職に占める女性の割合	12.0%	20.0%	総務課
行政区長に占める女性の割合	0.0%	10.0%	企画財政課
町議会議員に占める女性の割合	27.8%	27.8%	議会事務局
町農業委員に占める女性の割合	12.0%	12.0%	農業委員会事務局
公民館を活動拠点とするサークルのうち女性が代表を務めるサークルの割合	70.0%	70.0%	文化スポーツ課

## （２）ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランス<sup>9</sup>とは、「仕事と生活の調和」という意味ですが、男女がそれらを両立するためには、育児や介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備や保育・介護サービスの充実が必要です。また、女性が過重な家事責任を負うことなく、男性の主体的な家庭生活への参画も重要となっています。

このことから、働くことを希望するすべての人が、仕事と家庭や地域生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を目指します。

---

<sup>9</sup>ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できる社会」。（仕事と生活の調和推進官民トップ会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（2007.12）より）

### 【主な取り組み内容】

- 町職員における育児・介護休暇の取得を積極的に呼びかけ、特に男性が気兼ねなく取得できるサポート体制の整備に努めます。
- 待機児童ゼロを維持し、児童の受け入れ態勢や組織強化に努めながら、仕事と育児を両立できる環境整備に取り組みます。
- 共働き夫婦の一方が家事の過重な責任を負わないよう、啓発活動に努めます。
- 親子で参加できる行事やイベントにおいて、父親が積極的に参加しやすい企画運営や参加を促す呼びかけを行います。

### 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
町職員男性の育児休暇取得率	0.0%	5.0%	総務課
町職員男性の介護休暇取得率	0.0%	5.0%	総務課
地域において男女が平等と感じている割合	42.8%	55.0%	文化スポーツ課
家庭において男女が平等と感じている割合	54.1%	70.0%	文化スポーツ課
子ども会育成会連合会 <sup>10</sup> 主催の親子創作活動のうち父親（祖父を含む）の参加率	7.6%	20.0%	文化スポーツ課

---

<sup>10</sup> 子ども会育成会連合会：町内の子ども会育成会の連携のもとに子ども会の自主的な活動を育成指導し、子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする団体。

### (3) 多様な働き方の促進に関する支援の充実

多様な働き方を安心して選択し、働くことを希望するすべての人が性別に関係なく活躍できる社会の実現に向けて、職場における女性の参画拡大や、女性の能力発揮を促進する支援の強化を目指します。

#### 【主な取り組み内容】

- 町職員誰もが働きやすい職場環境づくりに努め、時間外勤務の縮減、各種休暇の取得を呼びかけます。
- 町職員の女性を対象としたキャリアアップ研修を実施し、指導的地位に就くことの不安や悩みを払拭しつつ、スキルアップに向けた意識向上に努めます。
- 出産や育児のために職場を離れてしまった女性が安心して再就職できるよう、個々に応じた職業訓練等の紹介や、積極的な参加を支援します。

#### 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
町職員女性のキャリアアップ 研修受講者数	0人/年	3人/年	総務課
離職者を対象とした職業訓練 における女性の再就職率	27.0%	38.0%	産業観光課
家族経営協定 <sup>11</sup> の締結数【累 計】	累計72件	累計83件	産業観光課
職場において男女が平等と感 じている人の割合	30.5%	45.0%	文化スポーツ 課

---

<sup>11</sup> 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、就業条件などについて、家族間の十分な話し合いによって取り決めて文書化するもの。

## 基本目標Ⅲ. 安心安全な暮らしの実現

生活上、困難を抱えたひとり親世帯や生活困窮者、高齢者、障がい者等が社会から孤立することがないように多様なニーズに対応する体制の強化が求められています。そのため、子育てや介護、健康に関する様々な支援の充実や、地域の防災力向上に向けた消防団員への女性登用や、防災訓練等への女性参加者を増やすための積極的な周知活動等に取り組みます。

### (1) 生活上の困難に対する支援の推進

ひとり親を含む生活困窮世帯や高齢、疾病、障がいなどの理由によって、働くこと・生活することに困難がある方においては、不安定な就業や精神的な困難等により自ら支援を求めることが難しい場合があります。

そのため、相談や見守り等の様々な機会を通じて、個々の状況に応じた必要な支援に繋がります。

#### 【主な取り組み内容】

- ひとり親を含む生活困窮世帯や子育て女性の多様なニーズに対応し、自立（就職）に向けたきめ細やかな支援体制の強化に取り組みます。
- 高齢や疾病、障がい等の理由で生活することに困難を抱える方の多様なニーズに対応し、社会的な不利益や困難に対する支援体制の強化に取り組みます。
- 貧困の状況にある子どもへの教育の支援、生活面での支援を行い、次世代を担う子ども・若者が社会生活を円滑に営むことが出来るよう、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の強化に取り組みます。

#### 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
生活支援コーディネーター <sup>12</sup> の配置人数	5人/年	5人/年	健康長寿課
障がい者の不利益に対応する 相談窓口職員研修の受講者数	実績なし	1人/年	福祉課

## (2) 子育て・介護支援の拡充

女性の社会参画が進むにつれ、保育や子育て、介護支援のニーズも多様化してきています。子育てや介護は男女双方が共に担うべき共通の課題として認識し、子育てや介護に参画できるよう、サポート体制を強化していく必要があります。

そのため、子育てに関する情報提供や、放課後や休日における児童館の利用促進、介護サービス体制の整備を進めてまいります。また、退職後に生きがいを失い、外出回数が減ることの予防策として、様々な講座への参加を呼びかけます。

### 【主な取り組み内容】

- 母親も父親も参加できる子育て講習会や赤ちゃん講習会を開催し、男女で育児に取り組む意識づくりや支援体制の強化に努めます。
- 育児に不安や悩みを抱える方を支援するため、町民に対し、子育てボランティア・子育て助け隊への積極的な加入を呼びかけます。
- 母子手帳交付時に妊婦の健康相談を実施し、様々な生活スタイルの中で多様化する妊婦のニーズを把握し、不安や悩み等の早期発見・早期解決に努めます。
- 日曜・祝日の児童館の開放に向けた検討を重ね、運営体制の整備に努めます。
- 要介護者や被介護者の不安や悩みを軽減し支援に繋げるための相談体制の強化に努めます。
- 介護を必要としない方を増やすため、各種介護予防教室の運営に励みます。
- 様々な生活スタイルの中で多様化する介護支援のニーズに対応し支援するため、家族介護者教室を開催します。

---

<sup>12</sup> 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を担う。



### 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
子育て講習会・赤ちゃん講習会の参加世帯数	77世帯/年	160世帯/年	子ども課
子育てボランティア・子育て助け隊の登録者数【累計】	累計9人	累計25人	子ども課
介護予防教室の参加者数【合計】	延べ133人/年	延べ720人/年	健康長寿課
家族介護教室の参加者数（地域包括支援センター主催）	0人/年	15人/年	健康長寿課

### （3）男女における健康支援

女性と男性では、異なる健康上の配慮が必要であり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）<sup>13</sup>」の視点から、ライフステージに応じた健康づくりや性差に応じた健康支援を行うとともに、女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康増進対策を推進してまいります。

#### 【主な取り組み内容】

- 女性特有のがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診の受診を積極的に呼びかけます。
- 子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携し、産前産後のサポートや予期せぬ妊娠に関する悩み等に対する相談体制の強化に取り組みます。

---

<sup>13</sup> リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）家庭の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

- 各種健康教室や体操教室を開催し、様々なライフステージに沿った健康づくりを支援します。
- 老若男女が取り組めるスポーツであるラジオ体操を普及するため、ラジオ体操会を積極的に開催します。
- 元気な高齢者が学習する機会として青松学園大学を開校し、参加者のニーズに沿った魅力ある講座の企画運営に努めます。

**【目指す値】**

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
子宮頸がん検診受診率	33.5%	47.0%	健康長寿課
乳がん検診受診率	36.4%	48.0%	健康長寿課
一般及び特定不妊治療費の助成数【合計】	20件/年	30件/年	健康長寿課
マタニティひろばの参加世帯数	延べ49組/年	延べ50/年	健康長寿課
通いの場体操クラブの登録者数【累計】	累計275人	累計350人	健康長寿課
青松学園大学 <sup>14</sup> 会員のうち全講座に出席した会員の割合	実績なし	30.0%	文化スポーツ課

---

<sup>14</sup>青松学園大学：急速に変容する社会と高齢化社会の進展に対応するため「高齢化を生きる知恵」「高齢者の役割と社会参加」「生きる喜び」を促進する場として、主に町公民館や田園ホールで開催している公開講座のこと。

#### (4) 防災における男女共同参画の推進

これまでの災害発生時には、女性の視点があらゆる場面で活かされてきました。一方で、女性であることで困難な立場に置かれる場合があることも課題として指摘されました。災害発生時に、男女の違い等に配慮した防災対策の実施や、災害対応における女性の役割が大きいことを考え、防災・災害現場における女性の参画拡大に取り組みます。

##### 【主な取り組み内容】

- 自主防災会の役員や町内消防団員において、女性の登用や参加を促すための呼びかけを行います。
- 町内に在住する防災士を把握し、地域の防災力向上に共に取り組む体制の強化に努めます。
- 町防災訓練の女性の参加者を増やすため、周知啓発活動に取り組みます。
- 防災・減災<sup>15</sup>知識に関する町民の学習機会の提供に努めます。

##### 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
女性役員がいる自主防災会の割合	100%	100%	総務課
女性消防団員がいる消防団の割合	100%	100%	総務課
町内防災士に占める女性の割合	10.0%	15.0%	総務課
町防災訓練の参加者に占める女性の割合	20.0%	25.0%	総務課

---

<sup>15</sup> 減災：震災などによる被害、特に死傷者をできるだけ少なくするよう事前に十分な対策を立てておこうとする考え方。また、その取り組み。堤防・防潮堤など構築物の強化だけでは防ぎきれないとして、地域住民と行政の共同による災害情報の共有、避難方法の周知徹底、物資の備蓄等を重視する。

## 基本目標Ⅳ. 多様性の尊重とあらゆる暴力の根絶

DV（ドメスティック・バイオレンス）と聞くと、男性から女性に対しての暴力行為と捉えられがちですが、女性から男性への暴力や若い世代におけるデートDV<sup>16</sup>、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した暴力等、その広がりには多様化しています。そのような暴力を未然に防ぎ、多様な性の在り方を尊重する社会の実現のため、広報活動による周知啓発や若年層を対象とした予防教育に取り組めます。

### （１）多様性や人権を尊重する意識づくり

現在、「男女」という枠組みにとどまらず、年齢や国籍、性的指向や性自認（性同一性）等の多様性を理解し、互いに尊重し合える社会の実現が求められています。また、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメント<sup>17</sup>はその数30種類以上ともいわれており、これらは不安感や恐怖心を植え付け基本的人権の重大な侵害であるにもかかわらず、被害申告への抵抗感から潜在化しやすい傾向にあります。このような現状に対応するため、人権を尊重することの重要性や未然防止につなげるための学習機会を設ける等、周知・啓発活動に取り組んでまいります。

#### 【主な取り組み内容】

- 学校教育の場において、多様化する性の在り方や人権を理解し尊重し合うことを題材とした学習機会の確保に努めます。
- 人権擁護委員による特設相談会を開催し、セクシュアル・ハラスメントを含む人権被害を受ける方の早期把握・早期解決に努めます。
- LGBTやセクシャルマイノリティ等、性の多様性を理解し尊重することの重要性を周知啓発します。
- 町広報誌やホームページ等で、ハラスメント防止に関する啓発活動を行います。

---

<sup>16</sup> デートDV：交際相手からの暴力。

<sup>17</sup> ハラスメント：人を悩ませる「嫌がらせ」のことで、受け手が「不快・つらい」「苦痛」「意に反する」と感じる他者からの言動や行為を指す。代表的なものに「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」「マタニティー・ハラスメント」等があり、人間関係の優位性を利用した人権侵害である。

## 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
学校における思春期保健教室の開催数	8回/年	8回/年	学校教育課
性的指向、性自認の尊重を題材とした学習を実施した町立学校数	6校中3校	6校中6校	学校教育課
学校における人権教室の開催数	14回/年	14回/年	学校教育課
人権擁護委員による特設相談会開催数	12回/年	12回/年	福祉課
LGBT等セクシャルマイノリティに関連した言葉と意味を知っている人の割合	51.3%	65.0%	文化スポーツ課

## (2) あらゆる暴力等を許さない環境整備と理解促進

DV<sup>18</sup>（＝特にも家庭内での配偶者に対する暴力）を含む暴力行為は、重大な人権被害であり、決して許されるものではありません。近年では女性だけでなく男性に対する暴力、さらに子どもや高齢者に対する暴力も増加しています。また、身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的など様々な形態のDVが存在し、単独もしくは何種類かが重なって起こっており、その問題は深刻化しています。

特にもDVは家庭内の問題として潜在化しやすいほか、当事者が自らの被害・加害に気が付かないというケースも多く存在しています。そのため、DV防止にあたっては、幼少期から暴力を許さない意識づくりが重要です。

---

<sup>18</sup>DV（ドメスティック・バイオレンス）：日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものから振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い言葉。

身体的DV＝殴ったりけったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもので、刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為。

精神的DV＝心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

経済的DV＝生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといったもの。

性的DV＝嫌がっているのに性的行為や中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。夫婦間の性交であっても、刑法第177条の強制性交等罪に当たる場合がある。

### 【主な取り組み内容】

- DVの被害者・加害者の早期発見・早期支援のため、配偶者暴力相談支援センター<sup>19</sup>や警察等、関係機関と連携した支援体制の強化に取り組みます。
- 町広報誌やホームページ等を活用したDVを含む暴力の予防に関する活発な周知啓発活動に取り組みます。
- 子どもに対する虐待を未然に防ぐため、町広報誌や各種講習会、会議等における児童家庭相談窓口の周知を積極的に行います。
- 男女の関係の在り方や相手を尊重することの大切さを学ぶため、学校教育の場における様々な暴力の防止に関する学習機会を設けるよう働きかけます。

### 【目指す値】

指 標	基準値 (R2.12月時点)	最終目標値 (R7.12月到達)	担当課
配偶者暴力相談支援センターや警察で相談や保護を行っている人の認知件数	6件/年	10件/年	福祉課
DV予防に関する学習を実施した町立学校数	6校中2校	6校中4校	学校教育課

---

<sup>19</sup> 配偶者暴力相談支援センター：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づき、被害者からの相談や保護、自立のための支援などを行う機関。「岩手県福祉総合相談センター」のほか「岩手県男女共同参画センター」「もりおか女性センター」「盛岡広域振興局保健福祉環境部」など県内には12の相談機関がある。

## 第3章 計画の推進

### 1. 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現のためには、町民・企業・行政、更には有識者が一体となって取り組むことが重要です。

この計画に掲げる施策は、庁内においては事業を担当する部署で実施されることとなりますが、行政の取り組みはもとより、町民・団体・企業などとともに取り組みを進めていく必要があります。それぞれの立場で、自らが自発的に行動する力を持てるようそれらの活動を支援し、情報の共有をするためのネットワークづくりを促進するとともに、住民の意見を町政に反映させるよう努めます。

### 2. 計画の進行管理

役場庁内に設置される男女共同参画推進本部員会議を定期的を開催することにより、男女共同参画における役場庁内の事業状況の把握、問題点の抽出を行い、適時改善してまいります。

また、男女共同参画推進懇話会を複数回開催し、事業内容に対する指標の進捗状況の審査・検証を依頼し、広く町民に公表します。

また、男女共同参画の窓口を設置することにより、プラン推進に関わる意見・情報交換を行い、その後の推進に反映させるよう努めます。

### 3. 他の自治体等との連携

この計画の推進にあたっては、法律など国の諸制度や基本計画をはじめ県や近隣市町村、関係団体などの取り組みについて広く情報収集に努めながら、行政などの関係機関や町民と連携をして計画の推進を図ります。

田園都市やはば第2次男女共同参画プラン（改訂版） 各指標一覧

目 標	施策の方向性	通し 番号	施策別 番号	指 標	担当課	基準値 (R2.12月時点)	年度目標値 (R3年度)	年度目標値 (R4年度)	年度目標値 (R5年度)	年度目標値 (R6年度)	最終目標 (R7年度)
I 男女共同参画の理解促進	1 男女共同参画に関する情報提供・啓発	1	1	男女共同参画コーナーの設置回数	文化スポーツ課	1回/年	2回/年	2回/年	3回/年	3回/年	3回/年
		2	2	男女共同参画という言葉と意味を知っている人の割合	文化スポーツ課	40.2%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%
	2 幅広い年代に対する教育と学習の推進	3	1	岩手県男女共同参画サポーターの認定者数【累計】	文化スポーツ課	累計25人	累計27人	累計29人	累計31人	累計33人	累計35人
		4	2	岩手県男女共同参画サポーターの活動支援回数	文化スポーツ課	実績なし	1回/年	1回/年	2回/年	2回/年	2回/年
		5	3	男女共同参画に関する学習を実施した町立学校の数	学校教育課	4/6校	6/6校	6/6校	6/6校	6/6校	6/6校
II 様々な分野における男女の参画拡大	1 意思・方針決定過程への女性の参画拡大	6	1	審議会等委員に占める女性の割合 (矢巾町長部局行政組織規則第13条、矢巾町教育委員会行政組織規則第18条)	全庁（集計：文スポ）	28.4%	29.0%	30.0%	31.0%	32.0%	33.0%
		7	2	各種委員会や会議等の役員選出におけるクォータ制の導入率	全庁（集計：文スポ）	実績なし	3.0%	5.0%	10.0%	12.0%	15.0%
		8	3	町職員管理職に占める女性の割合	総務課	12.0%	12.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
		9	4	行政区長に占める女性の割合	企画財政課	0.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	10.0%
		10	5	町議会議員に占める女性の割合	議会事務局	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%	27.8%
		11	6	町農業委員に占める女性の割合	農業委員会事務局	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%
		12	7	公民館を活動拠点とするサークルのうち女性が代表を務めるサークルの割合	文化スポーツ課	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
	2 ワーク・ライフ・バランスの実現	13	1	町職員男性の育児休暇取得率	総務課	0.0%	2.0%	2.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		14	2	町職員男性の介護休暇取得率	総務課	0.0%	2.0%	2.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		15	3	地域において男女が平等と感じている人の割合	文化スポーツ課	28.4%	29.0%	30.0%	31.0%	32.0%	33.0%
		16	4	家庭において男女が平等と感じている人の割合	文化スポーツ課	54.1%	58.0%	60.0%	62.0%	65.0%	70.0%
		17	5	子ども会育成会連合会主催の親子創作活動のうち父親（祖父を含む）の参加率	文化スポーツ課	7.69%	10.0%	13.0%	15.0%	18.0%	20.0%
	3 多様な働き方の促進に関する支援の充実	18	1	町職員女性のキャリアアップ研修の受講者数	総務課	0人/年	1人/年	2人/年	2人/年	3人/年	3人/年
		19	2	離職者を対象とした職業訓練における女性の再就職率	産業観光課	27.0%	30.0%	32.0%	34.0%	36.0%	38.0%
		20	3	家族経営協定の締結数【累計】	産業観光課	累計72件	累計75件	累計77件	累計79件	累計81件	累計83件
		21	4	職場において男女が平等と感じている人の割合	文化スポーツ課	30.5%	33.0%	35.0%	38.0%	40.0%	45.0%



田園都市やはば第2次男女共同参画プラン（改訂版） 各指標一覧

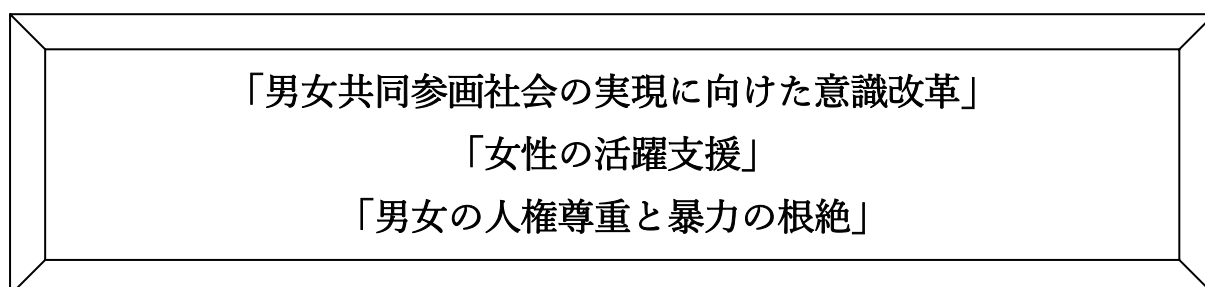
目 標	施策の方向性	通し 番号	施策別 番号	指 標	担当課	基準値 (R2.12月時点)	年度目標値 (R3年度)	年度目標値 (R4年度)	年度目標値 (R5年度)	年度目標値 (R6年度)	最終目標 (R7年度)	
Ⅲ安心安全な暮らしの実現	1 生活上の困難に対する支援の推進	22	1	生活支援コーディネーターの配置人数	健康長寿課	5人/年	5人/年	5人/年	5人/年	5人/年	5人/年	
		23	2	障がい者の不利益に対応する相談窓口職員研修の受講者数	福祉課	実績なし	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年	
	2 子育て・介護支援の拡充	24	1	子育て講習会・赤ちゃん講習会の参加世帯数	子ども課	77世帯/年	140世帯/年	160世帯/年	160世帯/年	160世帯/年	160世帯/年	
		25	2	子育てボランティア・子育て助け隊の登録者数【累計】	子ども課	累計9人	累計19人	累計25人	累計25人	累計25人	累計25人	
		26	3	介護予防教室（出前講座、公民館型、えんじょいセンター）の参加者数【合計】	健康長寿課	延べ133人/年	延べ600人/年	延べ720人/年	延べ720人/年	延べ720人/年	延べ720人/年	
		27	4	家族介護者教室の参加者数（地域包括支援センター主催）	健康長寿課	0人/年	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年	
	3 男女における健康支援	28	1	子宮頸がん検診の受診率	健康長寿課	33.5%	40.0%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	
		29	2	乳がん検診受診率	健康長寿課	36.4%	42.0%	48.0%	48.0%	48.0%	48.0%	
		30	3	一般及び特定不妊治療費の助成数【合計】	健康長寿課	20件/年	30件/年	30件/年	30件/年	30件/年	30件/年	
		31	4	マタニティひろばの参加世帯数	健康長寿課	延べ49組/年	延べ50組/年	延べ50組/年	延べ50組/年	延べ50組/年	延べ50組/年	
		32	5	通いの場体操クラブの登録者数【累計】	健康長寿課	累計275人	累計290人	累計305人	累計320人	累計335人	累計350人	
		33	6	青松学園大学会員のうち全講座に出席した会員の割合	文化スポーツ課	実績なし	20.0%	23.0%	25.0%	28.0%	30.0%	
	4 防災における男女共同参画の推進	34	1	女性役員がいる自主防災会の割合	総務課	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
		35	2	女性消防団員がいる消防団の割合	総務課	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
		36	3	町内防災士に占める女性の割合	総務課	10.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	
		37	4	町防災訓練の参加者に占める女性の割合	総務課	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	25.0%	
	Ⅳ多様性の尊重とあらゆる暴力の根絶	1 多様性を尊重する意識づくり	38	1	学校における思春期保健教室の開催回数	学校教育課	8回/年	8回/年	8年/年	8回/年	8回/年	8回/年
			39	2	性的指向、性自認の尊重を題材とした学習を実施した町立学校数	学校教育課	3/6校	4/6校	6/6校	6/6校	6/6校	6/6校
			40	3	学校における人権教室の開催回数	学校教育課	14回/年	14回/年	14回/年	14回/年	14回/年	14回/年
			41	4	人権擁護委員による特設相談会の開催回数	福祉課	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
			42	5	LGBT等、セクシャルマイノリティに関連した言葉と意味を知っている人の割合	文化スポーツ課	51.3%	53.0%	55.0%	58.0%	60.0%	65.0%
		2 暴力等を許さない環境整備と理解促進	43	1	配偶者暴力相談支援センターや警察で相談や保護を行っている人の認知件数	福祉課	6件/年	10件/年	10件/年	10件/年	10件/年	10件/年
			44	2	DV予防に関する学習を実施した町立学校数	学校教育課	2/6校	3/6校	3/6校	3/6校	4/6校	4/6校

# 資 料 編

## 資料1 平成28年度から令和元年度までの取組状況の評価

### 1. 体系図

男女共同参画社会を実現するために、次の3点を基本理念とし、男女が共に互いを尊重し、あらゆる分野において自分らしく躍動できる、いきいきと活力に満ちたまちを目指します。



	基本目標	施策の方向性
I	男女共同参画の理解促進	(1) 男女共同参画に関する情報提供啓発 (2) 幅広い年代に対する男女共同参画の教育と学習の推進 (3) 男女の意識改革推進
II	男女の様々な分野への参画機会の推進	(1) 家庭での男女共同参画の推進 (2) 地域活動への女性の参画推進 (3) 女性の意識向上及び自立支援 (4) 防災における男女共同参画の推進
III	職場における多様な働き方の促進	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現 (2) 子育て支援の推進 (3) 介護支援の充実 (4) 男女における健康支援
IV	男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない意識づくり (2) DV 予防教育の充実 (3) あらゆるハラスメントの理解促進

### 2. 各施策の取組状況の評価

施策ごとに取組みの詳細と実績をもとに、状況の評価を行いました。

## 基本目標 I 「男女共同参画の理解促進」に関する評価

基本目標 I では、あらゆる世代が男女共同参画の意義やその必要性について理解し、それぞれの立場で男女共同参画の視点に立った行動をとる必要があるという認識のもと、男女共同参画についての知識を広げるための情報提供に努めてきました。

### 施策 1 男女共同参画に関する情報提供啓発

<p>施策 1 の取組に対する総評</p> <p>町広報誌やホームページ等を活用して、男女共同参画に関するセミナーやイベント等の周知に努めましたが、基本目標 I 施策 3 取組内容 4（男女共同参画の認知度の割合）のとおり、男女共同参画についての認知度の向上には至りませんでした。改訂後は、さらなる認知度等の向上や、男女共同参画社会の実現に向けた情報提供・広報活動の推進が求められます。</p>
---

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 男女共同参画に関する情報提供や広報誌等への掲載	<p>県主催セミナー・イベントを広報誌やホームページで周知。</p> <p>【内訳】フェスティバル開催案内、サポーター養成講座募集案内、サポーター養成公開講座案内、関連映画会開催案内</p>	総務課	6回/年	5回/年	3回/年	5回/年
2 男女共同参画コーナーの設置	<p>町秋まつりの開催に合わせて町体育館にコーナーを設け、関連パネルや図書を県男女共同参画センターから借用し設置。県主催イベント開催チラシや各種相談室案内リーフレットを課窓口や庁舎総合案内に常設。</p>	総務課	0回/年	2回/年	2回/年	2回/年
3 図書情報、パンフレット、情報誌等の展示及び提供	<p>公民館及び図書センター内に寄せられるチラシ・リーフレット・小冊子等の設置及び配布を行っている。</p>	社会教育課	随時	随時	随時	随時
4 企業団体に対する会議等での男女共同参画に関する啓発	<p>町企業連絡会員に対し、総会時に厚労省の活躍推進事業や県イクボス宣言に係るチラシを配布。ただし、総会の開催時期とチラシの配布時期が異なる年がある。</p>	産業振興課	0回/年	1回/年	0回/年	1回/年
5 企業団体に対する男女共同参画セミナーの支援	<p>町企業連絡会員に対し、総会時県男女共同参画センター主催のセミナー等チラシを配布。ただし、総会の開催時期とチラシの配布時期が異なる年がある。</p>	産業振興課	0回/年	1回/年	0回/年	0回/年

## 施策2 幅広い年代に対する男女共同参画の教育と学習の推進

### 施策2の取組に対する総評

出前講座の実施が過去4年間0回であったことや、学習指導要領や各学校の計画方針に基づいて行われる学校教育において、男女共同参画の理解促進を目的とした学習機会の確保が難しかったことから、教育と学習の推進には至りませんでした。改訂後は、県が主催する男女共同参画フェスの誘客やサポーター養成講座の受講案内、各行政区が行う会議での広報活動等による教育や学習の機会確保が求められます。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 男女共同参画に関する出前講座の実施	依頼がないため実施に至っていない。	社会教育課	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年
2 各小中学校にける保健体育・学級活動の時間を利用した学習	社会科・家庭科・保健体育の授業において、男女共同参画という言葉を利用しないまでも、男女共同参画の内容について触れている。	学務課	100%	100%	66.0%	100%
3 思春期保健教室の開催	学校保健会の事業として実施しており、思春期の心と体の変化等を取り上げる講座の際に内容的に触れている。	学務課	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

## 施策3 男女の意識改革

### 施策3の取組に対する総評

県男女共同参画サポーターの町内認定者数は、年間平均約2名の認定者の増加がみられ、男女共同参画への興味関心、意識の改革はやや上昇傾向といえます。ただし、男女が平等であると思う人の割合の推移は緩やかであり、認知度の割合は減少傾向となっていることから、さらなる意識改革の推進が必要です。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 県男女共同参画サポーター認定者数	県主催のサポーター養成講座募集案内を年2回程度、広報誌やホームページで実施。(基本目標1、施策1を参照) 毎年1名ないし2名の認定者がいる。	総務課	累計17人	累計19人	累計20人	累計22人
2 認定サポーターに対する活動支援	町秋まつりの特設コーナーにて、アンケートの配布・回収等を中心とした来場者対応をボランティアとしてお願いしている。	総務課	0回/年	1回/年	0回/年	1回/年
3 男女が平等であると思う人の割合	町秋まつりの特設コーナーにてアンケートを実施し、割合の把握に努めている。	総務課	調査未実施	40.0%	26.7%	42.1%
4 男女共同参画についての認知度の割合	町秋まつりの特設コーナーにてアンケートを実施し、割合の把握に努めている。	総務課	調査未実施	45.5%	44.5%	40.3%

## 基本目標Ⅱ「男女の様々な分野への参画機会の推進」に関する評価

基本目標Ⅱでは、社会で女性が活躍していくためには、家庭や地域、防災・災害現場など、様々な場面で男女の連携（パートナーシップ）の強化が必要であるという認識のもと、男性が参加しやすい講座や女性職員を対象とした男女共同参画に関する研修の開催、男女の役割の違い等に配慮した防災対策の実施等に取り組んできました。

### 施策1 家庭での男女共同参画の推進

<p>施策1の取組に対する総評</p> <p>ひとり親家庭の自立支援や居宅訪問における児童養護支援等については、指標の設定が明確ではなかったことから、十分な実績を得ることが出来ませんでした。また、家庭で男女共同参画を推進するには、男性の育児や家事への参画が重要ですが、その推進状況を把握できるだけの実績を得ることもできませんでした。改訂後は、男性の育児や家事への参画を把握できる指標の設定が求められます。</p>
--

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 ひとり親家庭に対する相談窓口の設置や自立支援	総合的に対応できるような相談体制を図り、ワンストップ化、自立支援に繋げている。	福祉・子ども課	随時	随時	随時	随時
2 居宅訪問における児童養護支援	当該家庭に対し、適切な援助等の支援を行っている。	福祉・子ども課	随時	随時	随時	随時
3 父親も参加できる妊婦（母親）教室の開催	夫婦で参加できるマタニティ教室を開催している。（1組あたり全2回のコースで実施）	健康長寿課	3回/年	3回/年	4回/年	3回/年
4 親子ふれあい体験学習の開催	子ども育成連合会主催の親子創作活動と、子ども会交流玉入れ選手権練習会及び大会を開催。	社会教育課	19回/年	4回/年	3回/年	3回/年
5 子供夫婦との付き合い方講座の開催	地域内の課題解決や世代間ギャップの解消などで社会教育観点の支援を求める声があるものの、地域との調整が難しく、講座実施に至っていない。	社会教育課	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年

## 施策2 地域活動への女性の参画推進

### 施策2の取組に対する総評

取組実績はいずれも横ばいで推移しており、女性の地域活動への参画に関する取組みのマンネリ化と、女性の地域活動への参画を上昇させる難しさが伺えます。  
改定後は、男女ともに地域に参画することを目的とした取組内容の充実を図る必要があります。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 認定サポーターの活動実績把握	サポーターの認定を受けた方に対し、活動実績等の聞き取りを行っている。	総務課	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
2 女性サークル活動の支援	女性教育連絡協議会において、町長との意見交換を通じ、地域課題の掘り起こしと課題解決への提言を行っている。	社会教育課	4回/年	5回/年	2回/年	2回/年
3 ボランティア活動の支援	婦人会による歳末助け合い演芸会収益金を社会福祉協議会へ寄附や、婦人会員の各地区における敬老会への開催協力活動を行っている。	社会教育課	2回/年	2回/年	7回/年	2回/年

### 施策3 女性の意思向上及び自立支援

#### 施策3の取組に対する総評

指導的地位における女性の割合の向上や、社会で活躍する女性を育てるための学習や支援は今後ますます求められる中、キャリアアップ研修やリーダー研修等の実績がほぼ横ばいで推移している状況から、推進は道半ばと推測されます。

改定後は、女性の地位向上や意思決定の場への女性の参画を目指す取組みの設定を求めます。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 キャリアアップ研修	県男女共同センターが主催する出前授業を活用したキャリアアップ研修を開催し女性職員の参加を促している。	総務課	2回/年	3回/年	1回/年	0回/年
2 女性起業家の育成、学習の支援	起業家育成のための「起業家塾@もりおか」を盛岡広域で共同開催し、女性起業家への相談対応等の支援を行っている。	産業振興課	2回/年	7回/年	12回/年	12回/年
3 離職・休職、キャリアアップ等女性に対する学習機会の及び能力開発情報提供	県男女共同参画センター、ハローワーク盛岡マザーズコーナー、女性活躍推進アドバイザーによる説明会・相談窓口の設置、企業表彰制度等についてポスター掲示やチラシ配架による周知を行っている。	産業振興課	2回/年	随時	随時	随時
4 女性団体のリーダー研修	女性教育連絡協議会役員を中心に女性団体リーダー研修等に参加し活発な意見交換や新たな情報を吸収し、一人ひとりが能力向上の可能性や活動の自主性を実感する場としている。	社会教育課	4回/年	3回/年	4回/年	5回/年
5 女性団体リーダーの学習の場及び機会提供	女性教育連絡協議会役員を中心に女性団体リーダー研修等に参加し活発な意見交換や新たな情報を吸収し、一人ひとりが能力向上の可能性や活動の自主性を実感する場としている。	社会教育課	4回/年	3回/年	4回/年	5回/年



## 施策4 防災における男女共同参画の推進

### 施策4の取組に対する総評

防災における男女共同参画は、それぞれの役割を認識するとともに両者が互いに共助しあって進める必要性がありますが、町防災訓練への女性参加率は緩やかな上昇にとどまり、女性消防団員数は減少傾向であることから、男女共同参画の視点における防災の推進を今後も継続して取り組んでいく必要があります。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 町防災訓練への女性の参加率	町防災訓練は、年度ごとに各行政区で実施（地震想定）したり、女性消防団の救急救護訓練、婦人防火クラブの炊き出し訓練を行っている。	総務課	26%	43%	19%	20%
2 自主防災会における女性役員率	自主防災会は概ね、各地区の班長が所属することとなっているため、女性役員は必ず含まれている。	総務課	100%	100%	100%	100%
3 女性消防団員数	各部内で女性団員数の増加に向けた活動を実施。町消防演習や防災訓練等で勧誘を実施。	総務課	累計16人	累計16人	累計18人	累計15人
4 防災・減災知識に関する学習機会の提供	矢巾町自主防災組織活性化モデル事業において学習会を実施している。	総務課	5回/年	4回/年	5回/年	11回/年

## 基本目標Ⅲ「職場における多様な働き方の促進」に関する評価

基本目標Ⅲでは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のため、育児や介護に取り組みやすい職場環境づくりや、様々な生活スタイルの中で自らの個性と能力を十分に発揮でき、男性も女性も働きやすい環境づくりを目指し、子育て・介護・健康に対する支援の充実に努めてきました。

### 施策1 ワーク・ライフ・バランスの実現

<p>施策1の取組に対する総評</p> <p>町管理職の女性登用率の推移は右肩下がりとなっているほか、メンター制度の導入やロールモデルとなりうる職員の認識の共有は十分行うことが出来なかったこと等から、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた指標の再設定やさらなる取組の推進が必要です。</p>
---

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 管理職のロールモデル <sup>1</sup> 掲載における認識の共有	課長会議等において、時間外勤務の縮減を求め、管理職が部下職員を指導するよう努めた。	総務課	1回/年	3回/年	4回/年	3回/年
2 職場におけるメンター制度 <sup>2</sup> の導入	各所属の係長、課長補佐、課長とそれぞれの立場において職員の話聞くような体制づくりに努めている。	総務課	累計0人	累計0人	累計0人	累計0人
3 町女性管理職の登用率	女性管理職の昇任状況	総務課	25%	19%	13%	11%
4 家族経営協定の締結推進	家族経営協定の締結	産業振興課	3協定/年	3協定/年	3協定/年	3協定/年
5 家族経営協定等の認定、認知度の向上に向けた研修会の開催	新規就農者には必要に応じて個別に説明や周知を図っているが、協定についての認知度は高く、改めて研修会を開催する必要がない。	産業振興課	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年
6 新農業者年金制度の新規加入者の推進	家族経営協定を締結した農業者及び認定農業者を中心に、農業委員が個別訪問して農業者年金制度を説明し加入促進に取り組んでいる。	農業委員会	3人/年	0人/年	5人/年	1人/年

<sup>1</sup>ロールモデル: 将来像を描いたり、自分の職業上の生活設計を考えたりする際に参考とする役割モデル。

<sup>2</sup>メンター制度: 職場において、経験豊かな先輩社員が双方向の対話を通じて、後輩社員のキャリア形成上の課題解決や悩みの解消を援助して個人の成長をサポートする制度。具体的には、仕事上の課題や悩み等に耳を傾け、相談に乗る。そして、相談者が自らその解決に向けて意思決定し、行動できるよう支援する。

## 施策2 子育て支援の推進

### 施策2の取組に対する総評

児童館の日曜・祝日の開放や放課後児童クラブの設置数上昇は、管理運営に伴う人材確保の難しさ等から実現に至っておらず、子育てサポーターの育成についても登録者の顕著な増加は見られませんでした。また、町男性職員の育児休暇取得率は十分な指標を得ることが出来ず、改定後も取得率向上に向けた取組の推進が求められます。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 児童館の日曜・祝日の地域への開放	日曜・休日の開放は難しく実現に至っていない。	福祉・子ども課	1日/年	0日/年	0日/年	0日/年
2 放課後児童クラブの設置数上昇	とくた放課後児童クラブ、けむやま放課後児童クラブ、ふどう放課後児童クラブ、やはばひがし放課後児童クラブの計4か所設置。	福祉・子ども課	5か所/年	4か所/年	4か所/年	4か所/年
3 子育てサポーターの育成	保育サポーターと子育て助け隊の登録者を対象として「子育てサポーター研修」を実施し、子育てサポーター登録者の増と育成に取り組んでいる。	福祉・子ども課	累計1人	累計0人	累計1人	累計2人
4 父親を対象とした育児後援会等の開催	父親を限定とした講習会ではないが、両親・祖父母も参加できる講習会の実施に努めている。	福祉・子ども課	1回/年	1回/年	1回/年	0回/年
5 町男性職員の育児休暇等の取得率向上	対象となる男性職員に対し、随時周知を図り取得率向上に努めている。	総務課	0%	0%	随時	随時
6 勤務時間制度や協定制度の利用促進	働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関するチラシ・冊子を窓口に配架し、制度周知に努めた。	産業振興課	2回/年	随時	随時	随時

### 施策3 介護支援の充実

#### 施策3の取組に対する総評

介護を必要としない方の増加や高齢者教育の重要性が求められる中で、介護予防教室は年間合計100回以上は開催できていることから、改定後は開催回数よりも参加者の割合を上昇させることが今求められます。また、取組内容1（居宅介護者に対する介護相談の実施）については、居宅介護者等から相談を受けた後の支援や解決につながった割合を求めたほうが、指標の設定としては効果的であったと考えられます。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28	H29実績	H30実績	R1実績
1 居宅介護者に対する介護相談の実施	健康長寿課、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所窓口において、介護が必要な方または家族の介護相談を実施。	健康長寿課	随時	随時	随時	随時
2 居宅介護支援体制の強化	一般社団法人紫波郡医師会に業務委託し、紫波郡地域包括ケア推進支援センターを設置したことにより相談支援体制が構築された。	健康長寿課	随時	随時	随時	随時
3 介護予防教室（運動・栄養・口腔）の開催	概ね65歳以上の方を対象 【内訳】やまゆりハウス介護予防教室、シニアお元気教室、レインボー健康体操教室、介護予防出前教室、通いの場体操くらぶ、千鳥会活動支援、シルバーリハビリ体操指導者養成講座	健康長寿課	126回/年	105回/年	121回/年	105回/年
4 介護講座の開催	地域包括支援センターにおいて家族介護者教室を実施。	健康長寿課	4回/年	2回/年	1回/年	0回/年
5 青松学園大学会員数の増加	学園生からのアンケートを参考に魅力ある講座を開催し、学園生募集のチラシを各戸配布し会員を増やすよう努めている。	社会教育課	524人/年	531人/年	527人/年	530人/年

## 施策4 男女における健康支援

### 施策4の取組に対する総評

子宮頸がんや乳がん検診の受診率は横ばいに推移しており、上昇させることの難しさが顕著に現れましたが、さらなる受診率向上に向けた取組の強化が求められます。また、取組内容4（母子健康手帳交付時の面談等における就労妊婦の相談対応）については、支援・解決につながった割合を求めたほうが、指標の設定としては効果的であったと考えられます。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28	H29実績	H30実績	R1実績
1 子宮頸がん検診受診率	集団検診と個別検診を実施。	健康長寿課	43.0%	33.6%	31.6%	31.8%
2 乳がん検診受診率	集団検診と個別検診を実施。	健康長寿課	44.0%	37.3%	34.6%	37.8%
3 乳幼児の健康教室の開催	乳児（4～5か月児）対象のびのびbaby教室は、子育て支援センター事業と共同開催で、離乳食や遊びの提供と育児相談を実施。幼児（2歳6～8か月）対象2歳児キッズ教室は、成長発達確認と育児相談を実施。	健康長寿課	合計18回/年	合計18回/年	合計18回/年	合計18回/年
4 母子健康手帳交付時の面談等における就労妊婦の健康相談対応	母子健康手帳交付時に「妊娠届で時アンケート」等を活用して、就業状況や体調等を確認し、健康相談を実施。	健康長寿課	随時	随時	随時	随時
5 ラジオ体操会の開催	NPO法人ラジオ体操連盟、東北地方ラジオ体操連盟、県ラジオ体操連盟の共催、町内ラジオ体操指導委員の協力のもとワンポイントレッスンとラジオ体操会を実施し、ラジオ体操普及に努めている。	社会教育課	1回/年	1回/年	1回/年	2回/年

## 基本目標Ⅳ「男女間のあらゆる暴力の根絶」に関する評価

基本目標Ⅳでは、DVやハラスメントを含む暴力は重大な人権被害であり決して許されることではないという認識のもと、若い世代におけるデートDVやSNS等を利用した新たな暴力等の未然防止、幼少期からの暴力を許さない意識づくり、予防教育、対策の徹底等に取り組んできました。

### 施策1 暴力を許さない意識づくりの推進

<p>施策1の取組に対する総評</p> <p>暴力を許さない意識づくりの推進を目的とした相談体制の整備や周知啓発活動は、パネル展示による啓発や、相談体制づくりのためのフローチャートの作成などにより、一定の成果が得られました。改定後は、相談体制が出来ていることを前提として、支援・解決につながった相談件数の割合や、自立に向けた支援の強化が求められます。</p>
---

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 相談機関一覧が記載されたリーフレット等の設置、広報誌での相談窓口の周知	年間を通し課窓口にリーフレットを設置。県男女共同参画センターから関連パネルを借用し、役場庁舎内や、やぱーくに展示。	福祉・子ども課	未実施	2回/年	2回/年	2回/年
2 相談者が安心して相談できるような相談体制の整備	相談を受ける際の記録票、受付後の流れについてフローチャートを作成し、相談体制整備を行っている。	福祉・子ども課	随時	随時	随時	随時
3 相談受理後、関係機関と連携し相談者の身の安全を守り自立に向けた支援を行う	関係機関との支援体制の構築に努め、必要に応じて関係機関を交えた支援会議により、支援の方向性のすり合わせを図っている。	福祉・子ども課	随時	随時	随時	随時

## 施策2 DV予防教室の充実

### 施策2の取組に対する総評

DV予防に関する周知啓発活動等は、様々な会議等が開かれる都度実施できており、広く町民に対し周知することが出来ました。

改定後は、周知啓発活動のほか、当事者にさせない取組や当事者に寄り添った支援等の推進が求められます。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 広報等を活用したDVに関する周知活動	女性に対する暴力をなくす運動の事前周知のため、県男女共同参画センターから「デートDV」に関するパネルを借用し、やはばーくプロムナードに展示。	福祉・子ども課	1回/年	2回/年	1回/年	1回/年
2 広報誌等での児童家庭相談窓口の周知活動	町内学校、保育施設、医療機関等に虐待防止のポスターを配布。11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、民生児童委員協議会定例会にて虐待防止、相談窓口について周知。矢幅駅構内にて啓発活動を実施。	福祉・子ども課	5回/年	5回/年	5回/年	7回/年
3 子育て講習会における虐待防止啓発	11月の児童虐待防止推進月間に合わせて11月の子育て講習会、赤ちゃん講習会后、虐待防止についていざというときの通報先、児童虐待について啓発活動を実施。	福祉・子ども課	1回/年	1回/年	1回/年	2回/年

### 施策3 あらゆるハラスメントの理解促進

#### 施策3の取組に対する総評

人権を尊重することの重要性を児童生徒のうちから理解を深め、おもいやりの心や生命の尊さを体得する機会の確保や、人権擁護委員による特設相談の開催の実績を見る限り、取組の推進に努められたと思われま。

改定後は、人権教室の重要性を認識し、さらなる学習機会の確保に努めるほか、特設相談の実施により支援・解決につながった割合を指標とするなど、理解促進と解決に向けた取組の充実を求めます。

取組内容	取組みの詳細	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
1 広報誌等を活用したハラスメントに関する周知活動	女性に対する暴力をなくす運動の事前周知のため、県男女共同参画センターから「許されない人権侵害行為ドメスティック・バイオレンス」のパネルを借用し、役場1階町民ホールに展示。	福祉・子ども課	1回/年	2回/年	1回/年	1回/年
2 人権擁護委員による各小中学校での人権教室開催	子ども達が開いてへのおもいやりの心や生命の尊さを体得することや相談窓口の提供を目的として、町内小・中学生を対象に、人権啓発ビデオや紙芝居を用いた人権教室を実施。	福祉・子ども課	14回/年	12回/年	14回/年	15回/年
3 人権擁護委員による特設相談開催	6月上旬、12月上旬に特設相談所を開設。それぞれ6月1日「人権擁護委員の日」と12月上旬の「人権週間」に合わせて実施。	福祉・子ども課	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年



田園都市やはば第2次男女共同参画プラン 平成28年度から令和元年度までの実績一覧表

目 標	施策の方向性	通し 番号	別番 号	取組内容	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
I 男女共同参画の理解促進	1 男女共同参画に関する情報提供啓発	1	1	男女共同参画に関する情報提供や広報誌等への掲載	総務課	6回/年	5回/年	3回/年	5回/年
		2	2	男女共同参画コーナーの設置	総務課	0回/年	2回/年	2回/年	2回/年
		3	3	図書情報、パンフレット、情報誌等の展示及び提供	社会教育課	随時	随時	随時	随時
		4	4	企業団体に対する会議等での男女共同参画に関する啓発	産業振興課	0回/年	1回/年	0回/年	1回/年
		5	5	企業団体に対する男女共同参画セミナーの支援	産業振興課	0回/年	1回/年	0回/年	0回/年
	2 幅広い年代に対する男女共同参画の教育と学習の推進	6	1	男女共同参画に関する出前講座の実施	社会教育課	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年
		7	2	各小中学校にける保健体育・学級活動の時間を利用した学習	学務課	100.00%	100.00%	66.00%	100.00%
		8	3	思春期保健教室の開催	学務課	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	3 男女の意識改革推進	9	1	県男女共同参画サポーター認定者数	総務課	累計17人	累計19人	累計20人	累計22人
		10	2	認定サポーターに対する活動支援	総務課	0回/年	1回/年	0回/年	1回/年
		11	3	男女が平等であると思う人の割合	総務課	調査未実施	40.00%	26.70%	42.10%
		12	4	男女共同参画についての認知度の割合	総務課	調査未実施	45.50%	44.50%	40.30%
II 男女の様々な分野での参画機会の促進	1 家庭での男女共同参画の推進	13	1	ひとり親家庭に対する相談窓口の設置や自立支援	福祉・子ども課	随時	随時	随時	随時
		14	2	委託訪問における児童養護支援	福祉・子ども課	随時	随時	随時	随時
		15	3	父親も参加できる妊婦（母親）教室の開催	健康長寿課	3回/年	3回/年	4回/年	3回/年
		16	4	親子ふれあい体験学習の開催	社会教育課	19回/年	4回/年	3回/年	3回/年
		17	5	子供夫婦との付き合い方講座の開催	社会教育課	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年
	2 地域活動への女性の参画推進	18	1	認定サポーターの活動実績把握	総務課	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
		19	2	女性サークル活動の支援	社会教育課	4回/年	5回/年	2回/年	2回/年
		20	3	ボランティア活動の支援	社会教育課	2回/年	2回/年	7回/年	2回/年
	3 女性の意識向上及び自立支援	21	1	キャリアアップ研修	総務課	2回/年	3回/年	1回/年	0回/年
		22	2	女性起業家の育成、学習の支援	産業振興課	2回/年	7回/年	12回/年	12回/年
		23	3	離職・休職、キャリアアップ等女性に対する学習機会の及び能力開発情報提供	産業振興課	2回/年	随時	随時	随時
		24	4	女性団体のリーダー研修	社会教育課	4回/年	3回/年	4回/年	5回/年
		25	5	女性団体リーダーの学習の場及び機会提供	社会教育課	4回/年	3回/年	4回/年	5回/年
	4 防災における男女共同参画の推進	26	1	町防災訓練への女性の参加率	総務課	26.0%	43.0%	19.0%	20.0%
		27	2	自主防災会における女性役員率	総務課	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		28	3	女性消防団員数	総務課	累計16人	累計16人	累計18人	累計15人
29		4	防災・減災知識に関する学習機会の提供	総務課	5回/年	4回/年	5回/年	11回/年	

田園都市やはば第2次男女共同参画プラン 平成28年度から令和元年度までの実績一覧表

目 標	施策の方向性	通し 番号	別番 号	取組内容	R1までの担当課	H28時点	H29実績	H30実績	R1実績
Ⅲ職場における多様な働き方の促進	1 ワークライフバランスの実現	30	1	管理職のロールモデル掲載における認識の共有	総務課	1回/年	3回/年	4回/年	3回/年
		31	2	職場におけるメンター制度の導入	総務課	累計0人	累計0人	累計0人	累計0人
		32	3	町女性管理職の登用率	総務課	25.00%	19.00%	13.00%	0.00%
		33	4	家族経営協定の締結推進	産業振興課	3協定/年	3協定/年	3協定/年	3協定/年
		34	5	家族経営協定等の認定、認知度の向上に向けた研修会の開催	産業振興課	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年
		35	6	新農業者年金制度の新規加入者の推進	農業委員会	3人/年	0人/年	5人/年	1人/年
	2 子育て支援の推進	36	1	児童館の日曜・祝日の地域への開放	福祉・子ども課	1日/年	0日/年	0日/年	0日/年
		37	2	放課後児童クラブの設置数上昇	福祉・子ども課	5か所/年	4か所/年	4か所/年	4か所/年
		38	3	子育てサポーターの育成	福祉・子ども課	累計1人	累計0人	累計1人	累計2人
		39	4	父親を対象とした育児後援会等の開催	福祉・子ども課	1回/年	1回/年	1回/年	0回/年
		40	5	町男性職員の育児休暇等の取得率向上	総務課	0.00%	0.00%	随時	随時
		41	6	勤務時間制度や協定制度の利用促進	産業振興課	2回/年	随時	随時	随時
	3 介護支援の充実	42	1	居宅介護者に対する介護相談の実施	健康長寿課	随時	随時	随時	随時
		43	2	委託介護支援体制の強化	健康長寿課	随時	随時	随時	随時
		44	3	介護予防教室（運動・栄養・口腔）の開催	健康長寿課	126回/年	105回/年	121回/年	105回/年
		45	4	介護講座の開催	健康長寿課	4回/年	2回/年	1回/年	0回/年
		46	5	青松学園大学会員数の増加	社会教育課	524人/年	531人/年	527人/年	530人/年
	4 男女における健康支援	47	1	子宮頸がん検診受診率	健康長寿課	43.00%	33.60%	31.60%	31.80%
		48	2	乳がん検診受診率	健康長寿課	44.00%	37.30%	34.60%	37.80%
		49	3	乳幼児の健康教室の開催	健康長寿課	合計18回/年	合計18回/年	合計18回/年	合計18回/年
		50	4	母子健康手帳交付時の面談等における終了妊婦の健康相談対応	健康長寿課	随時	随時	随時	随時
51		5	ラジオ体操会の開催	社会教育課	1回/年	1回/年	1回/年	2回/年	
Ⅳ男女間のあらゆる暴力の根絶	1 暴力を許さない意識づくりの推進	52	1	相談機関一覧が記載されたリーフレット等の設置、広報誌での相談窓口の周知	福祉・子ども課	未実施	2回/年	2回/年	2回/年
		53	2	相談者が安心して相談できるような相談体制の整備	福祉・子ども課	随時	随時	随時	随時
		54	3	相談受理後、関係機関と連携し相談者の身の安全を守り自立に向けた支援を行う	福祉・子ども課	随時	随時	随時	随時
	2 DV予防教室の充実	55	1	広報等を活用したDVに関する周知活動	福祉・子ども課	1回/年	2回/年	1回/年	1回/年
		56	2	広報誌等での児童家庭相談窓口の周知活動	福祉・子ども課	5回/年	5回/年	5回/年	7回/年
		57	3	子育て講習会における虐待防止啓発	福祉・子ども課	1回/年	1回/年	1回/年	2回/年
	3 あらゆるハラスメントの理解促進	58	1	広報誌等を活用したハラスメントに関する周知活動	福祉・子ども課	1回/年	2回/年	1回/年	1回/年
		59	2	人権擁護委員による各小中学校での人権教室開催	福祉・子ども課	14回/年	12回/年	14回/年	15回/年
		60	3	人権擁護委員による特設相談開催	福祉・子ども課	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年

## 資料2 矢巾町男女共同参画基本計画策定に係るアンケート調査結果

本町では、男女共同参画計画の策定の基礎資料とするため、平成 27 年 8 月 28 日、町内に在住する 18 歳以上の男女 1,000 名を無作為に抽出し住民アンケートを実施しています。

### 「矢巾町男女共同参画基本計画策定に係るアンケート調査」

○実施期間：平成 27 年 8 月 28 日から同年 9 月 25 日まで

○対象者：町内に在住する満 18 歳以上の男女

○対象者数：	満 18 歳～20 代	男女	各 100 名
	30 代	男女	各 100 名
	40 代	男女	各 100 名
	50 代	男女	各 100 名
	60 代以上	男女	各 100 名

---

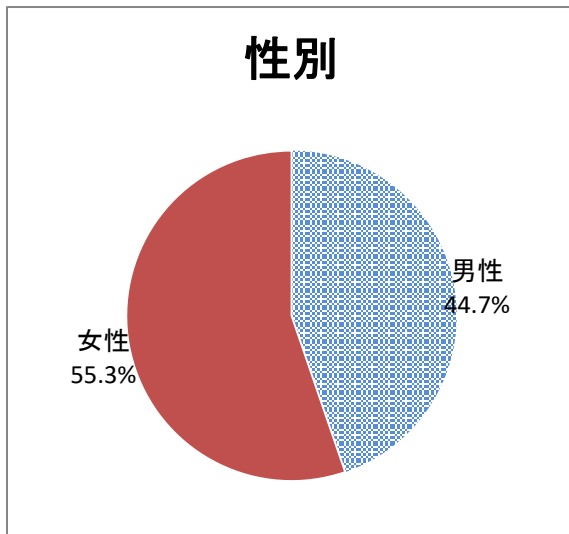
合 計	1,000 名
-----	---------

4 対象者の選定：電算処理による無作為抽出

5 調査方法：平成 27 年 8 月 28 日に対象者宛に調査票を郵送。回答票と返信用封筒を同封し、回答者からの郵送にて回収する。

# 1 あなた自身や家族について

## 1 性別



1,000 名中回答者 342 名（回答率 34.2%）

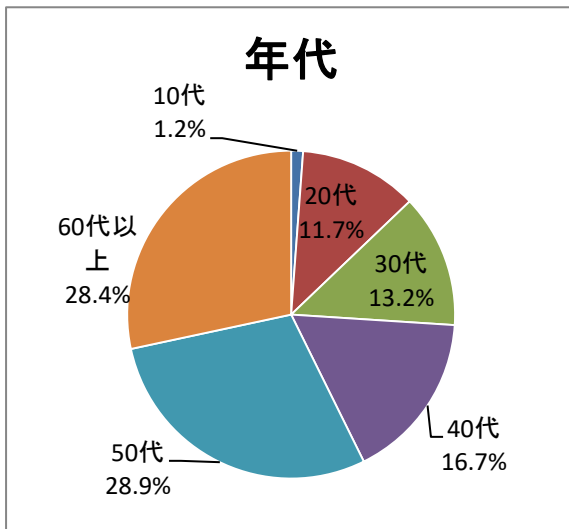
男性 500 名中 153 名（回答率 30.6%）

女性 500 名中 189 名（回答率 37.8%）

（円グラフは回答者 342 名のうちの男女比を示している。）

前回調査時に比べ、回答率が半分以下となりました。前は行政区長、班長に配布及び回収を依頼しましたが、今回は郵送での返信としたため、回答率が低くなったと考えられます。

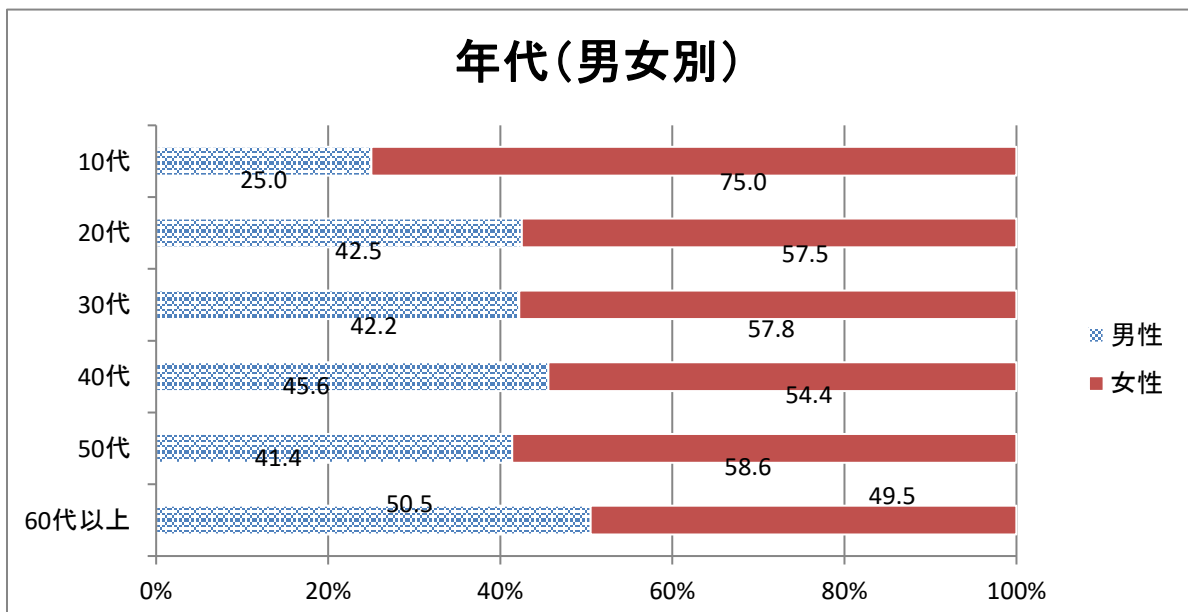
## 2 年代



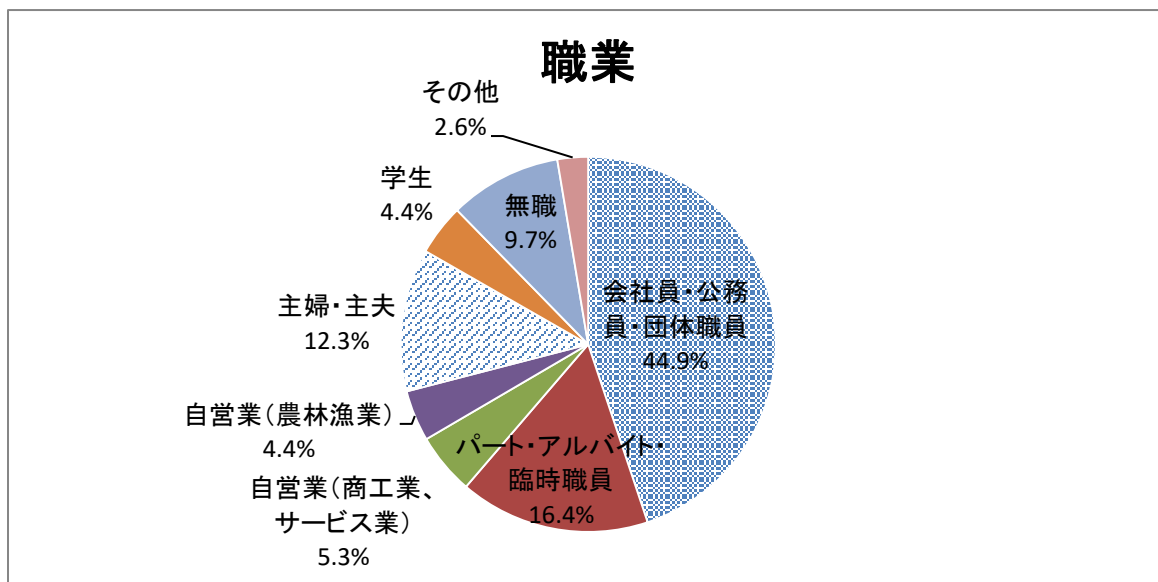
年代別に見てみますと、50代、60代以上の方がより関心があるようです。

前回回答率が 56.0% だった 18 歳～20 歳未満は、今回回答者が 4 人（1.2%）という結果でした。

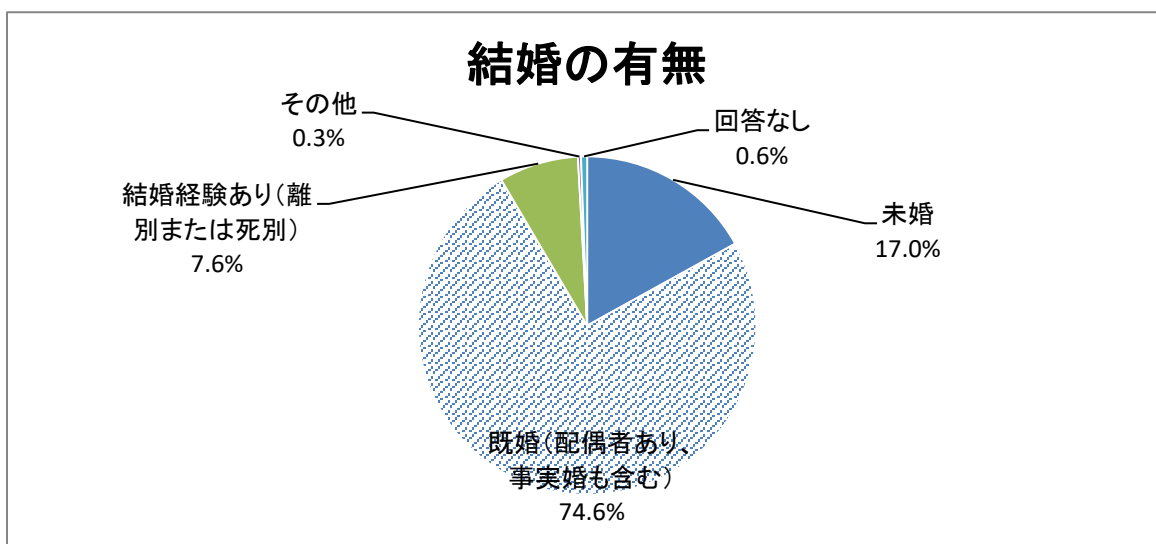
男女別に見ても、すべての年代で女性の方が回答率を上回りました。



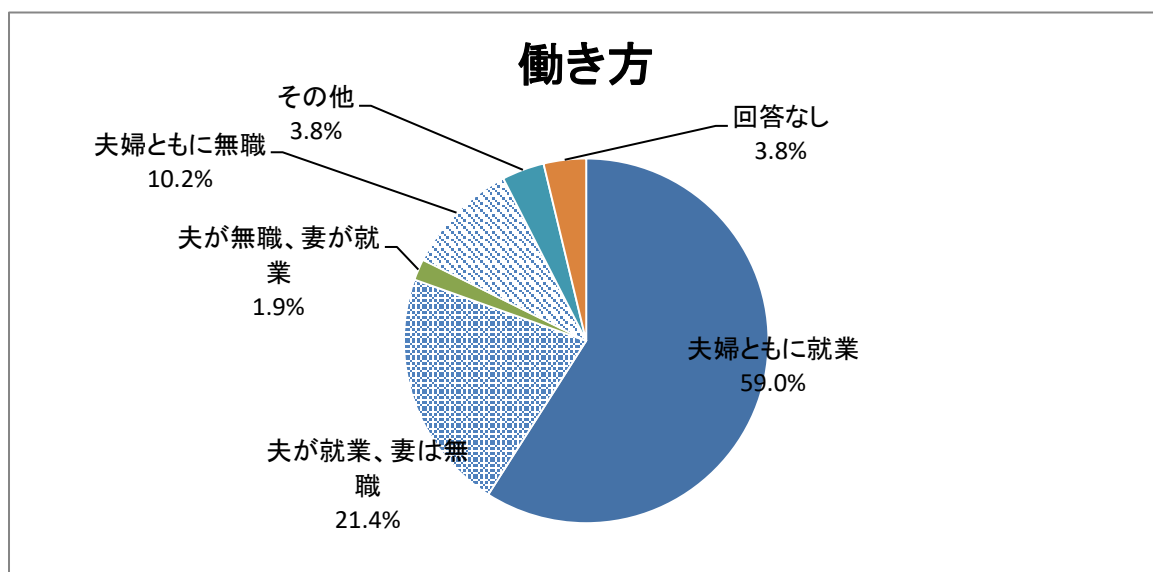
### 3 職業



### 4 あなたは結婚していますか。

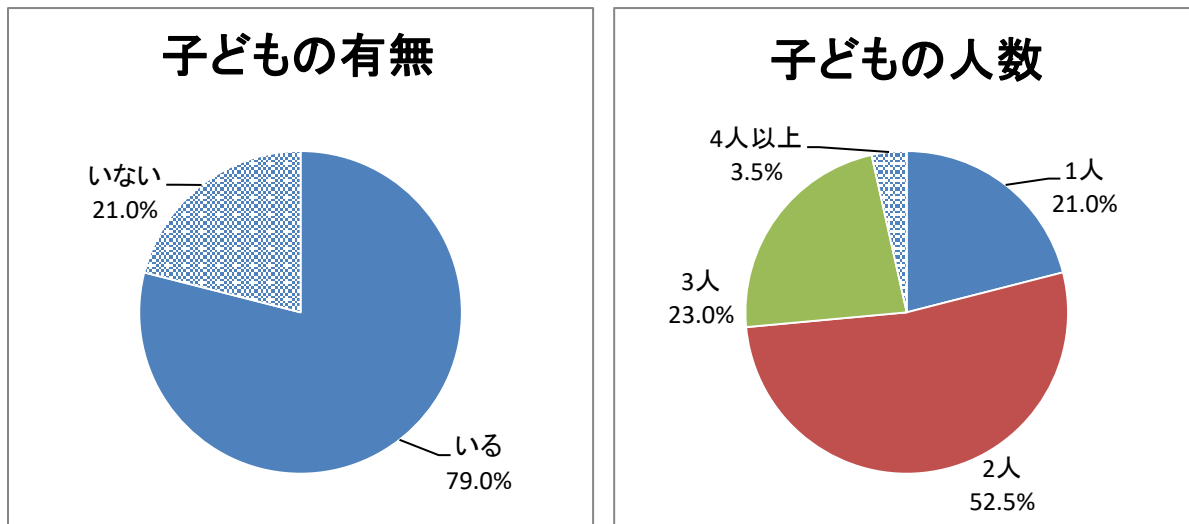


### 5 (4で既婚と答えた方に) あなたは共働きですか。



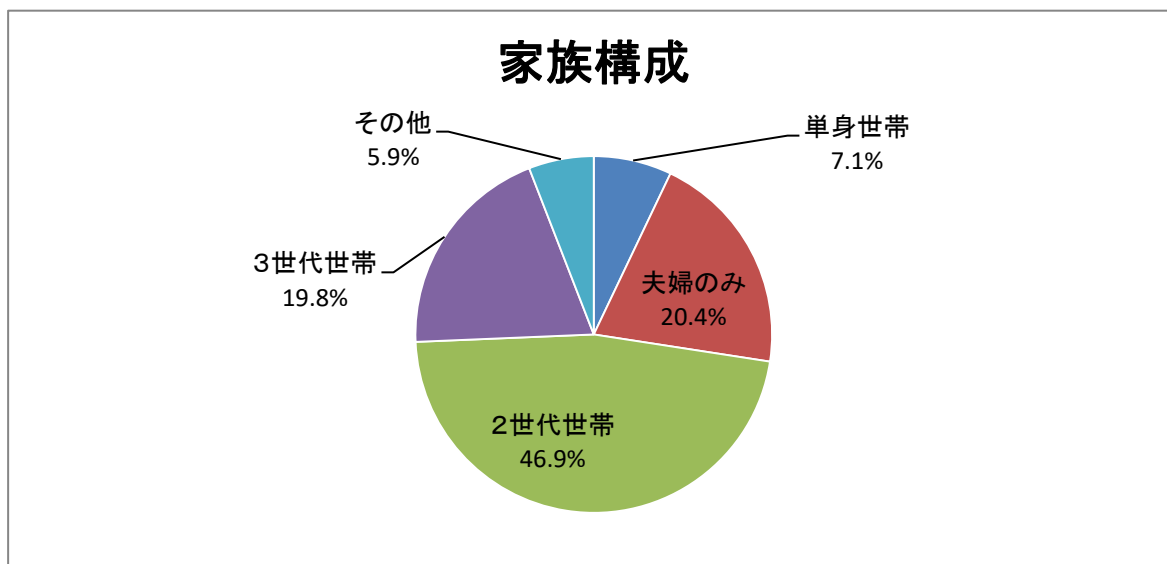
夫婦が共働きかという質問では、およそ6割の人が共働きであると回答しました。

6 子どもはいますか。いる場合は人数もお答えください。



およそ8割の方が「こどもがいる」と回答し、その中でも「2人」との回答が52.5%と一番多かったです。

7 家族構成（同居している家族）

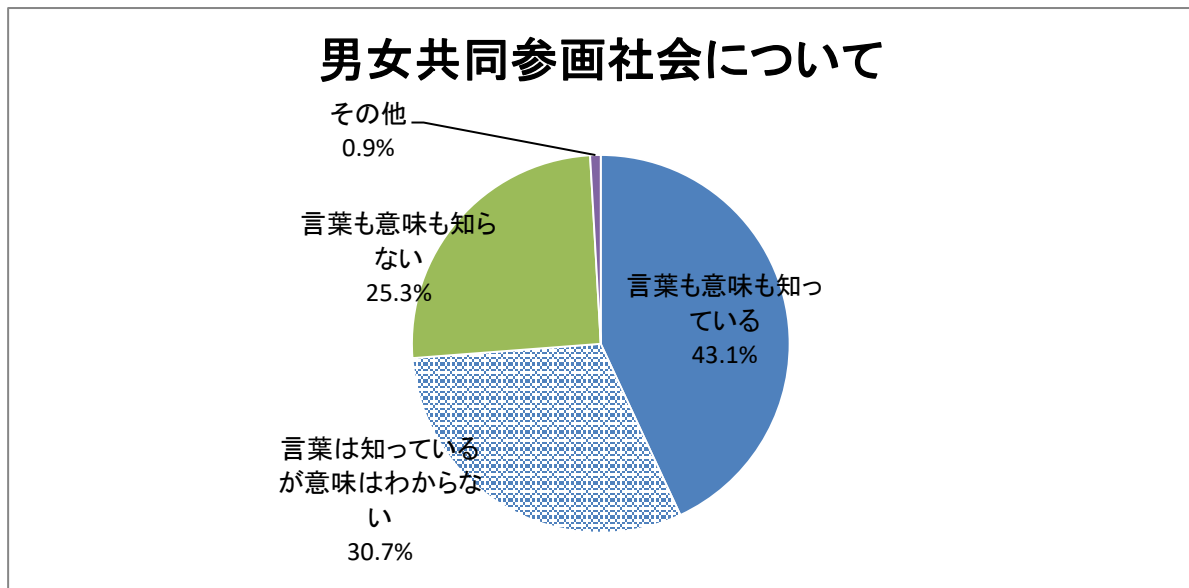


回答者の中で一番多かった家族構成が2世代世帯（親と子ども）の46.9%で、前回調査時の40.8%をおよそ6%上回りました。

単身世帯（一人暮らし）は7.1%で、前回の4.6%を2.5%上回りました。

## 2 男女共同参画について

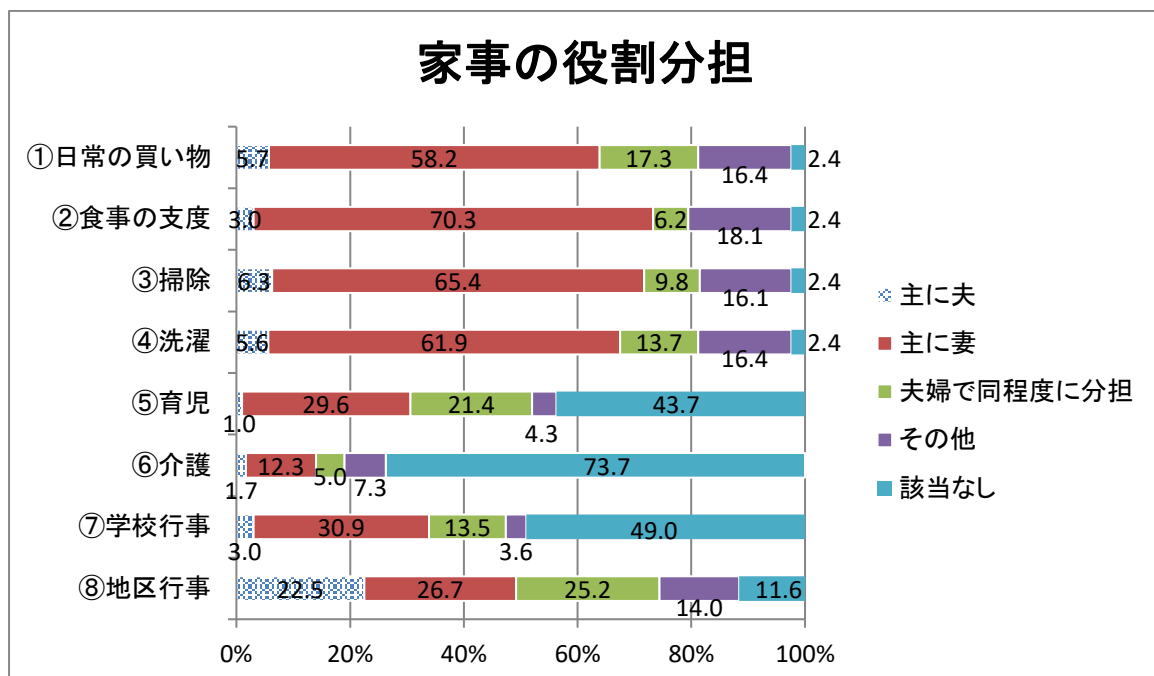
### 1 男女共同参画社会という言葉を知っていますか。



男女共同参画社会という言葉の認知度についての質問では、「言葉も意味も知っている」と回答した方が43.1%、「言葉は知っているが意味はわからない」と回答した方を含めると、およそ7割の方が男女共同参画社会という言葉を知っているという結果が出ました。

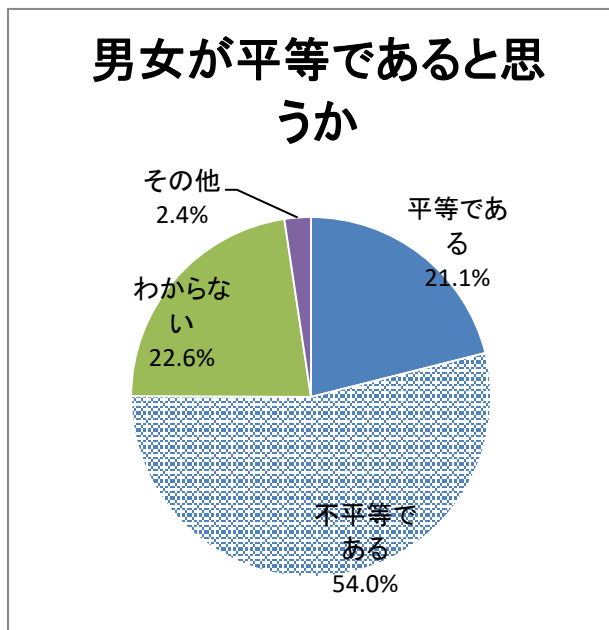
しかし、言葉も意味も知らないという方が未だ25.3%もいるので、今後も継続して広く周知していくことが必要といえます。

### 2 家庭において、主にどなたが家事を行っていますか。

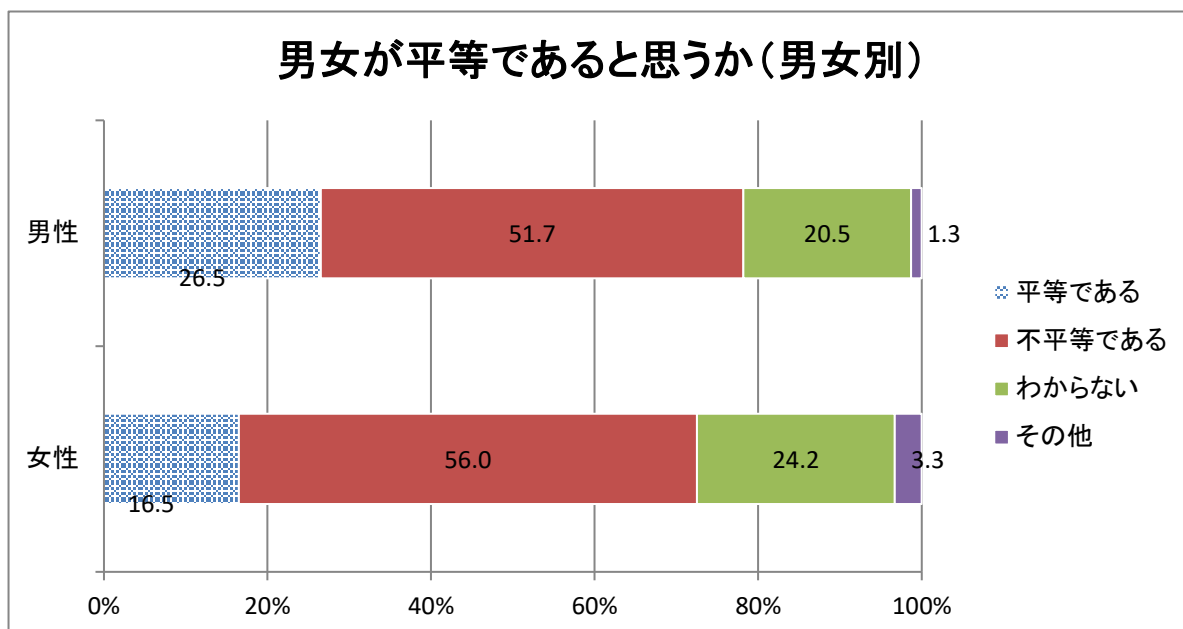


該当なしを除くと、すべての項目において女性が一番多い結果となりました。①～④においては、夫婦同程度に分担という回答は非常に少なく、あらためて女性が家事を多く負担していることがわかる結果となりました。

### 3 現在の生活や社会は男女が平等だと思いますか

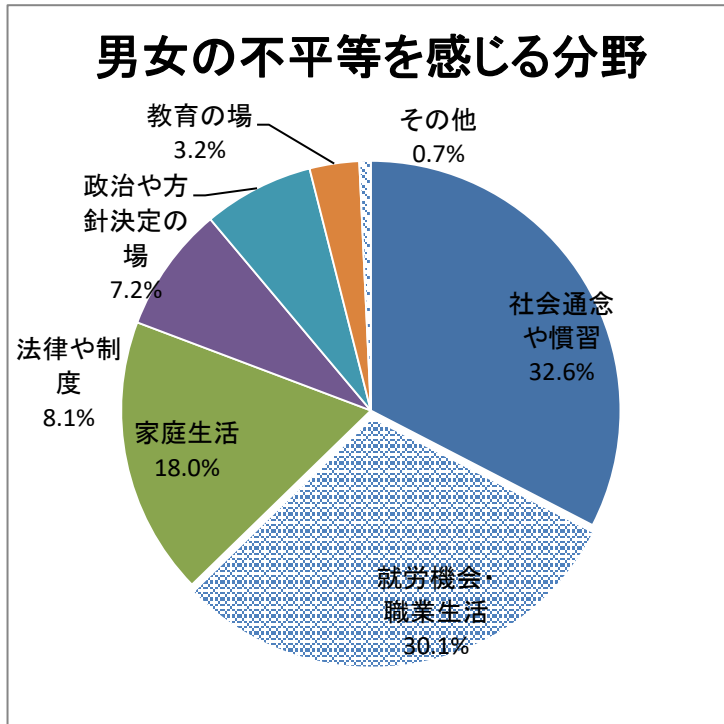


現代の生活や社会において男女が平等であると感じるかどうかについては、「不平等である」と答えた方が **54.0%** と半数以上を占めました。男女別で見ても、男性は51.7%（回答者数 151 人中 78 人）が、女性は56.0%（回答者 182 人中 102 人）が不平等であると回答しました。

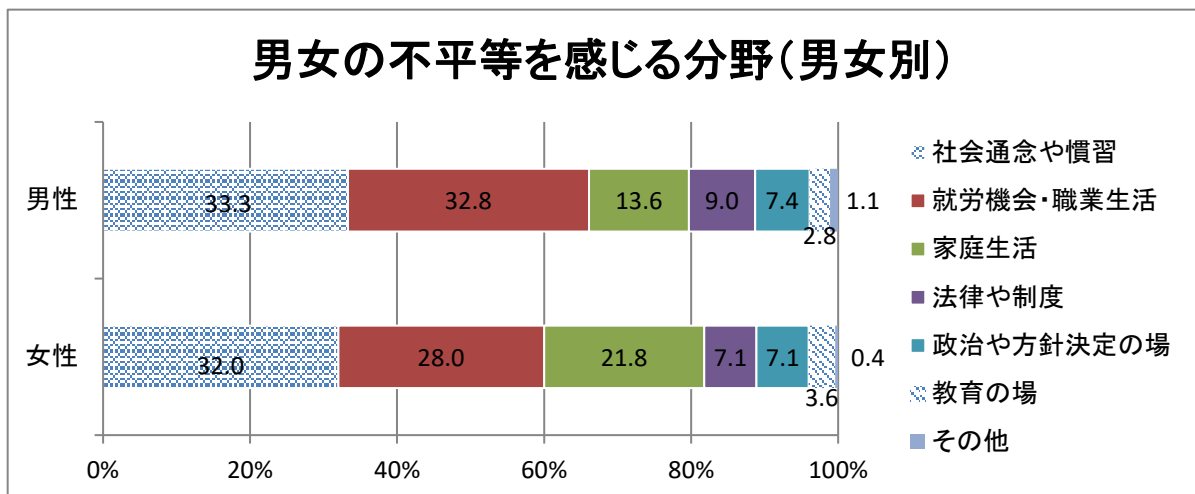




4 男女の不平等を感じるのはどの分野か。

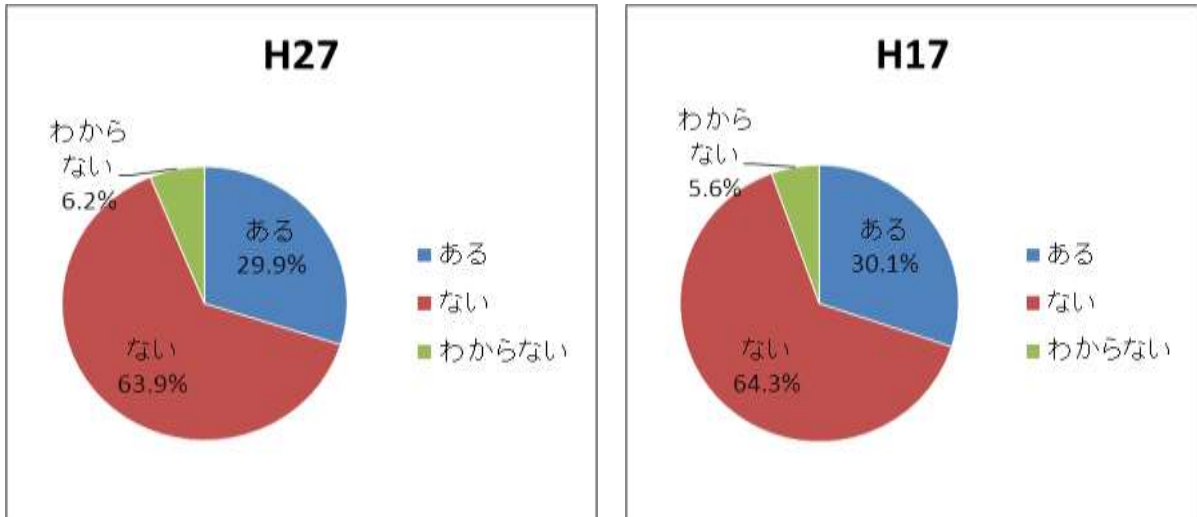


3の回答で「不平等である」と答えた方に、どの分野において男女の不平等を感じるかを質問したところ、「社会通念や慣習」と答えた方が32.6%と一番多く、次いで「就労機会・職業生活」が30.1%と続きました。続いて多かったのが「家庭生活」でしたが、この回答を男女別に見てみますと、男性は13.6%（回答者177人中24人）、女性は21.8%（回答者225人中49人）と、女性の方が家庭生活において不平等を強く感じていることがわかりました。



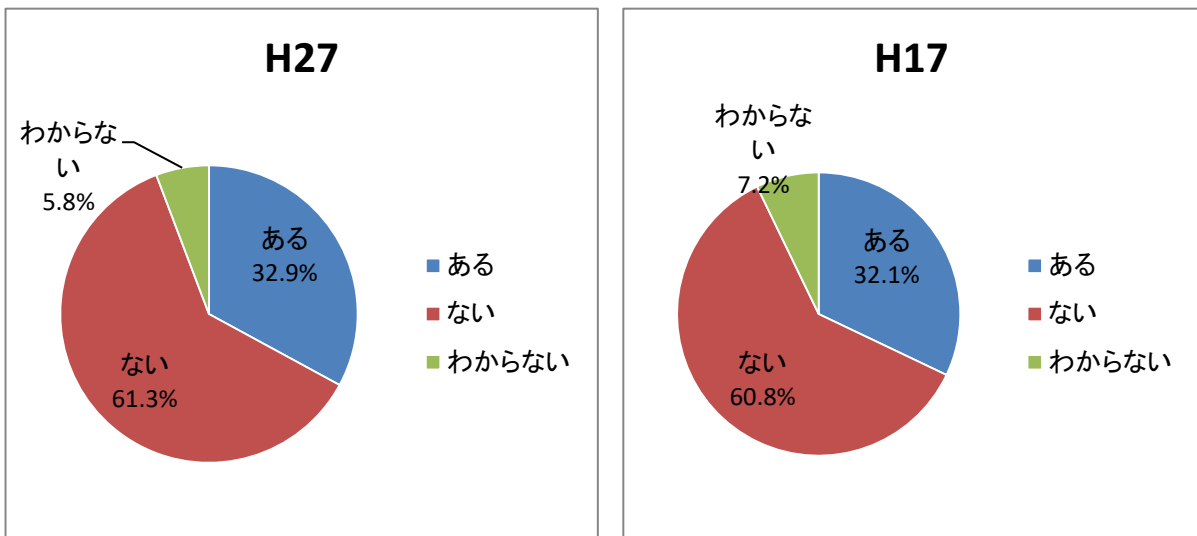
5 あなたの働く場で実際にあるのはどれですか。

①男性にはないが女性にだけ制服がある



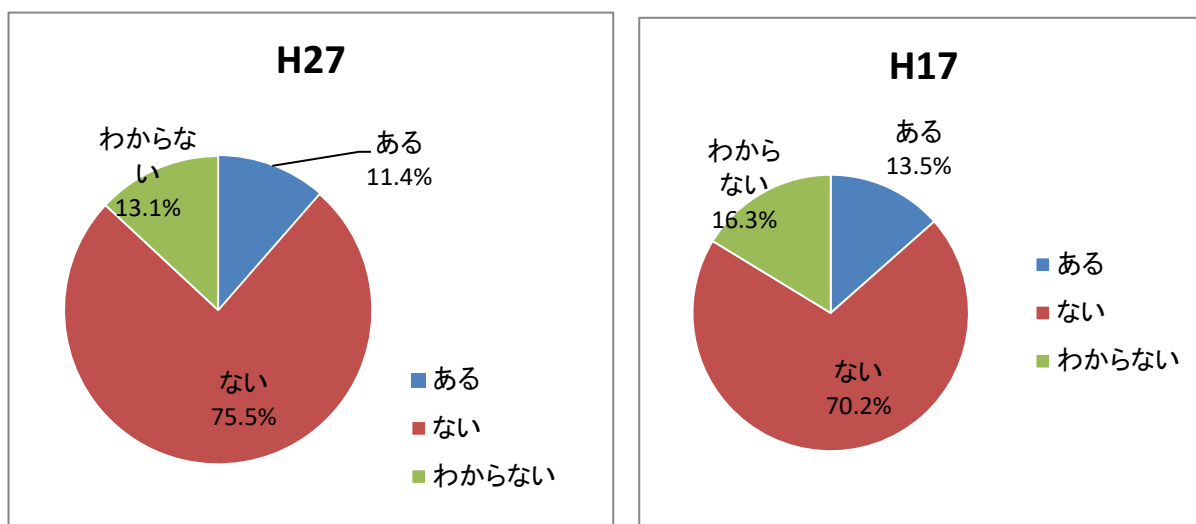
前回の調査では、「ある」が30.1%、「ない」が64.3%、「わからない」が5.6%と10年前に比べそれほど現状の変化はないといえます。

②女性だけがお茶くみや掃除などを行う



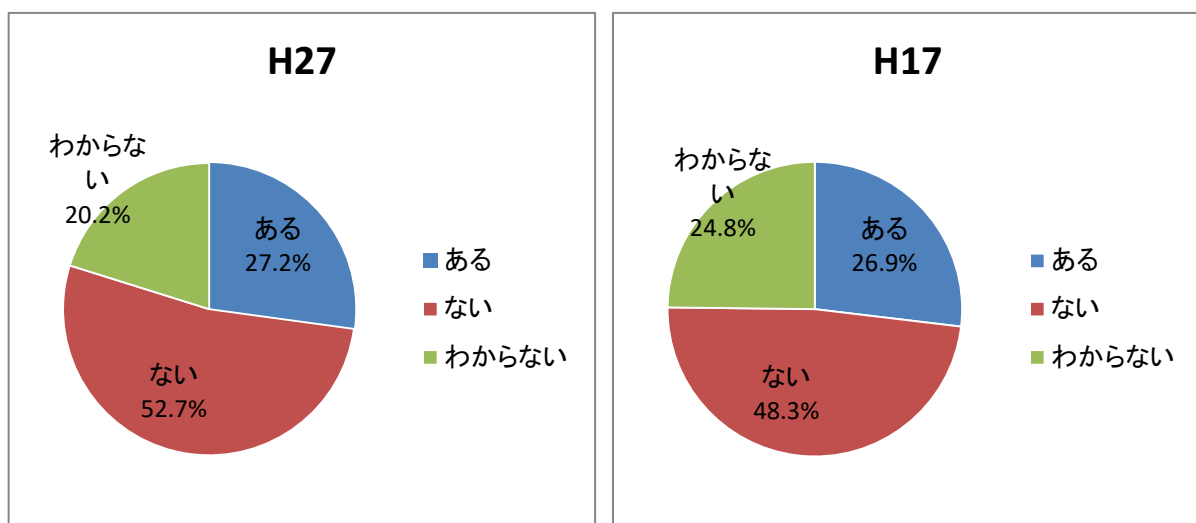
前回の調査では、「ある」が32.1%、「ない」が60.8%、「わからない」が7.2%とこちらもそれほど変わりはありませんでした。

③女性は、結婚したら退社する習慣がある



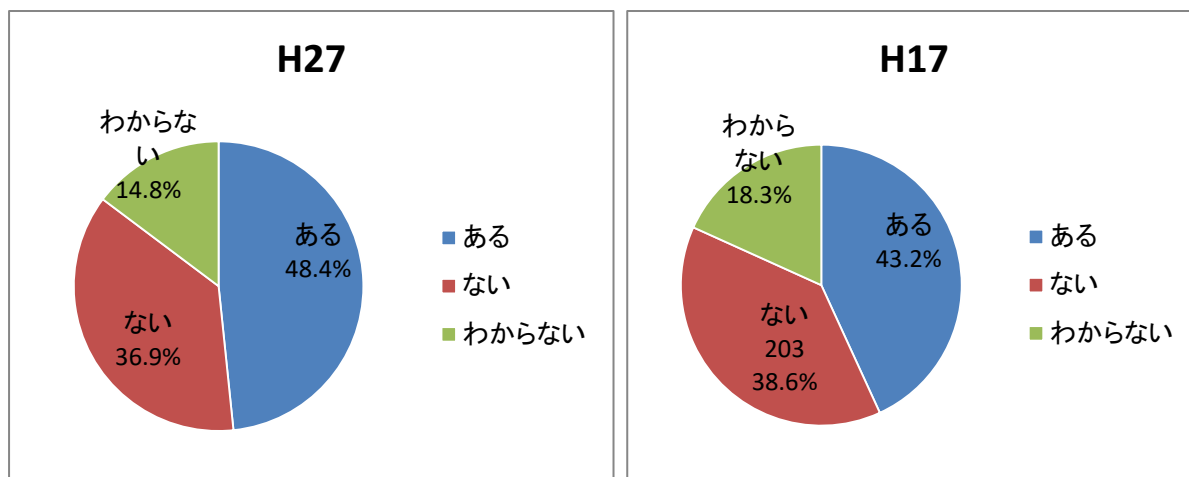
前回の調査では、「ある」が13.5%、「ない」が70.2%、「わからない」が16.3%でしたので、結婚後に女性が退社するという習慣は10年前に比べ、少なくなったといえます。

④女性は、妊娠・出産したら退社する人が多い



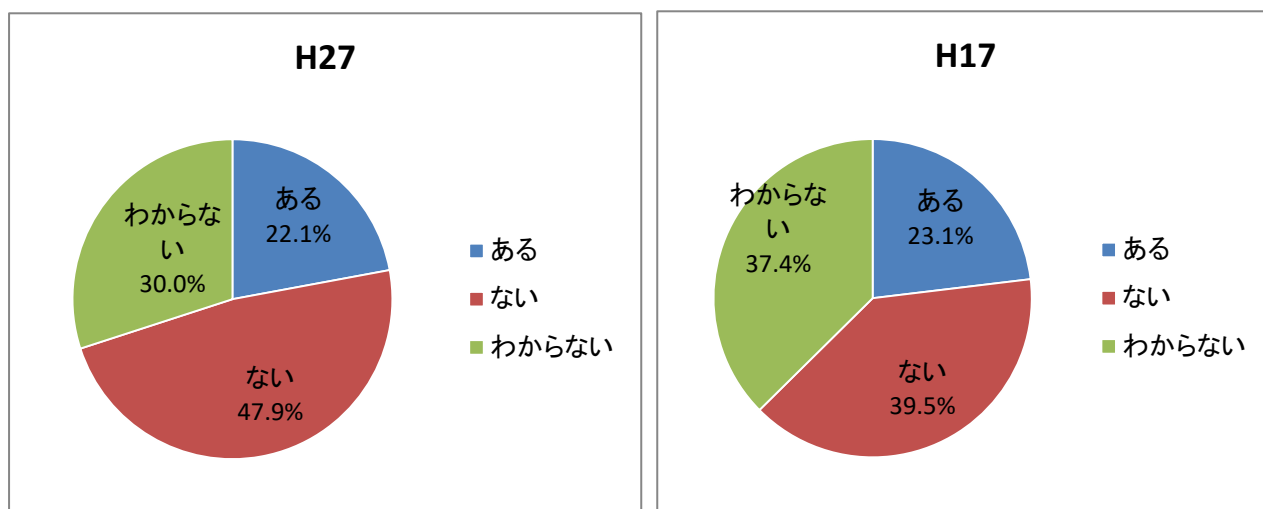
前回の調査では、「ある」が26.9%、「ない」が48.3%、「わからない」が24.8%でした。「ない」と答えた方が4.4%増えた一方で、「ある」と答えた方も0.3%とわずかですが増加しております。このような風潮も、まだまだ根強く残っているといえそうです。

⑤重要な業務や管理職には女性が少ない（あるいはいない）



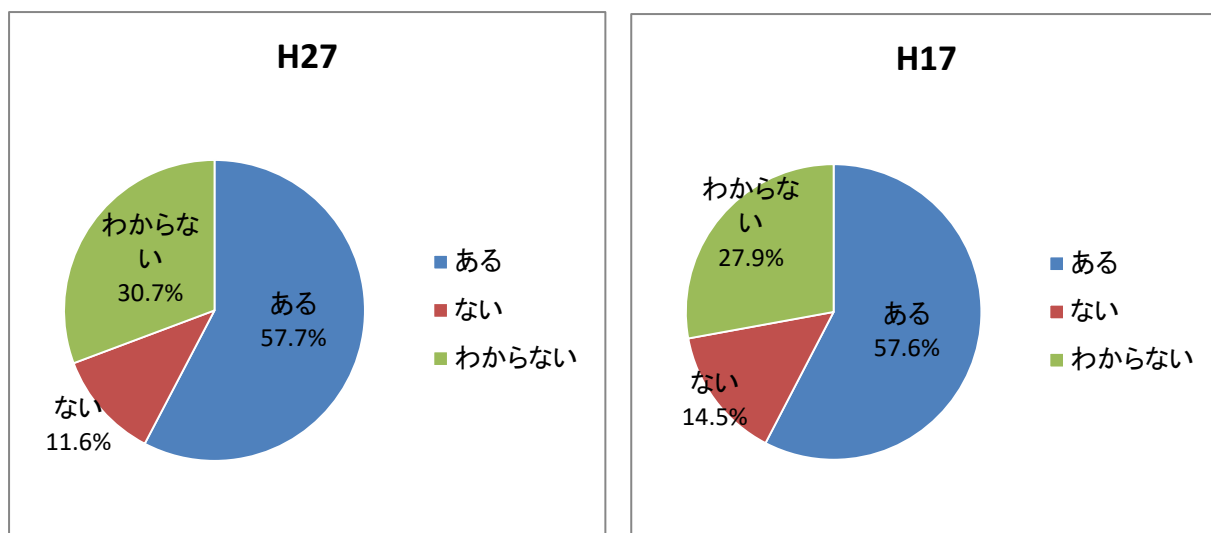
前回の調査では、「ある」が43.2%、「ない」が38.6%、「わからない」が18.3%という回答率でしたので、10年経過した現在も女性の管理職登用はあまり推進されていないといえます。

⑥産休や育児休暇を取得する女性への評価が低い（または取得しにくい）



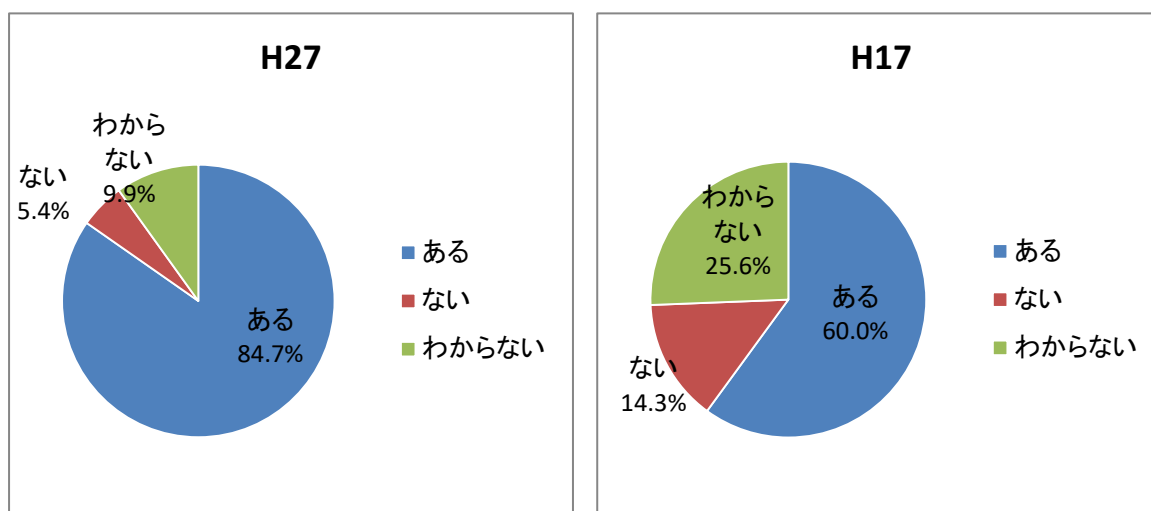
前回の調査では、「ある」が23.1%、「ない」が39.5%、「わからない」が37.4%でしたので、「ない」と答えた方が8.4%増加しました。子育てに対する理解と協力が職場からも少しずつ得られているということがいえます。

⑦男性は育児休暇を取得しにくい



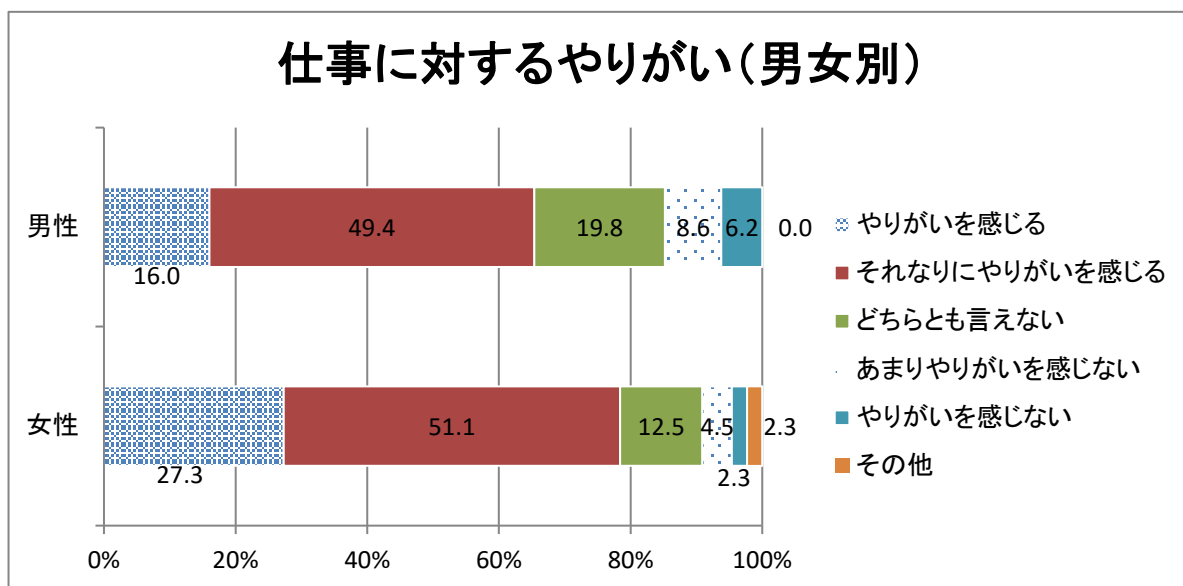
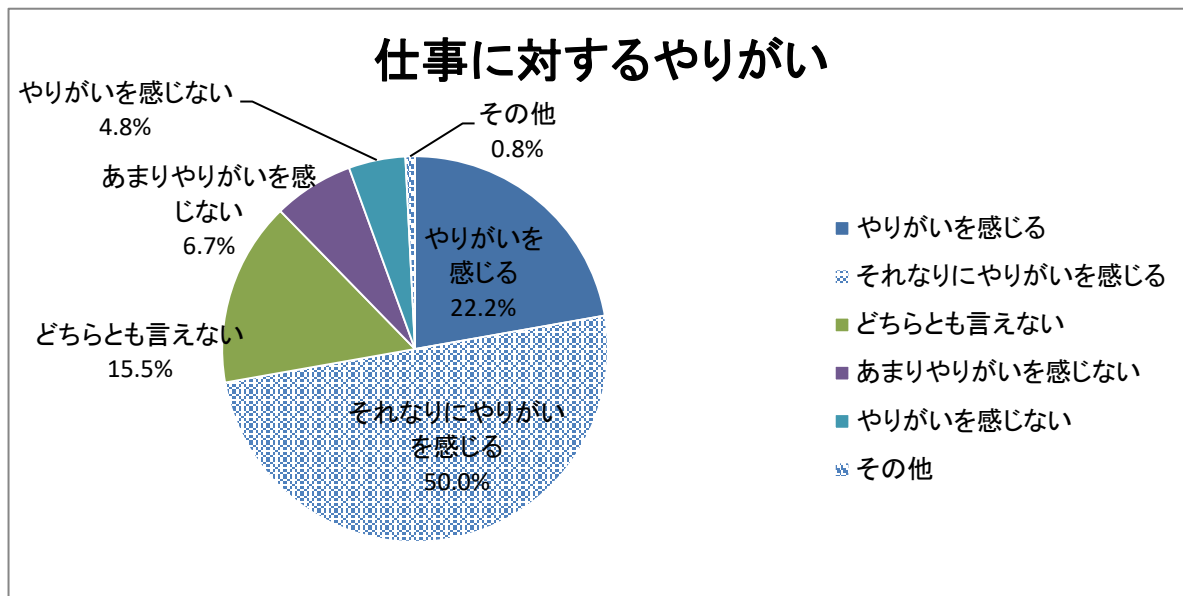
前回の調査では「ある」が57.6%、「ない」が14.5%、「わからない」が27.9%と 10年前と比べてあまり変化はありませんが、「ない」と答えた方が2.9%減となっており、少しずつですが改善傾向にあるようです。

⑧女性は、家事と仕事を両方こなしている



前回の調査時では『女性は家事をこなしてから仕事をする』という質問でしたが、「ある」が60.0%、「ない」が14.3%、「わからない」が25.6%でした。今回の結果を見てもわかるように、10年前よりも仕事を持つ女性が増えている影響からか、家事と仕事を両方こなしていると感じる方がかなり多く見られました。前回調査した際の意識の部分では「当然である」が7.9%、「仕方がない」が23.0%、「改善すべき」が53.4%でしたが、今回は「仕方がない」が40.6%と倍近くの回答率となっています。このことから、「家事＝女性がするもの」という認識が強く残っていると考えられます。

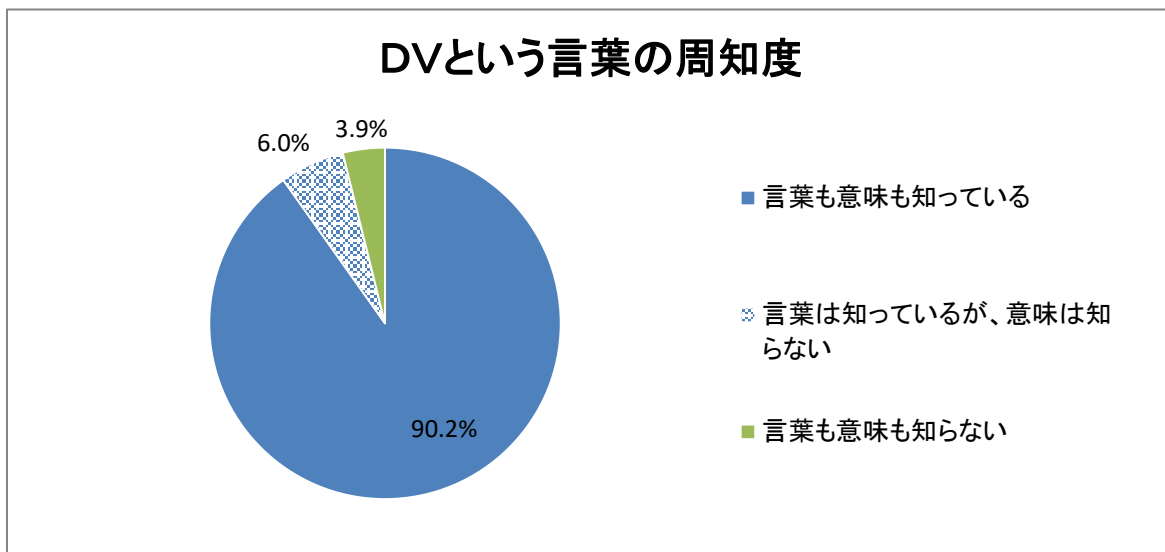
6 現在働いている仕事について、どの程度やりがいを感じていますか。



前回の調査では、「やりがいがある」「それなりにやりがいがある」と回答した方が合わせて68.2%おり、今回はその結果を上回る72.2%の方が（それなりに）やりがいを感じると回答しました。男女別に見ると男性は65.4%、女性は78.4%がそのように回答しており、女性の方がより仕事に対してやりがいを感じているといえます。このことから、女性にとって仕事を持つことがどれほど重要かということがわかります。

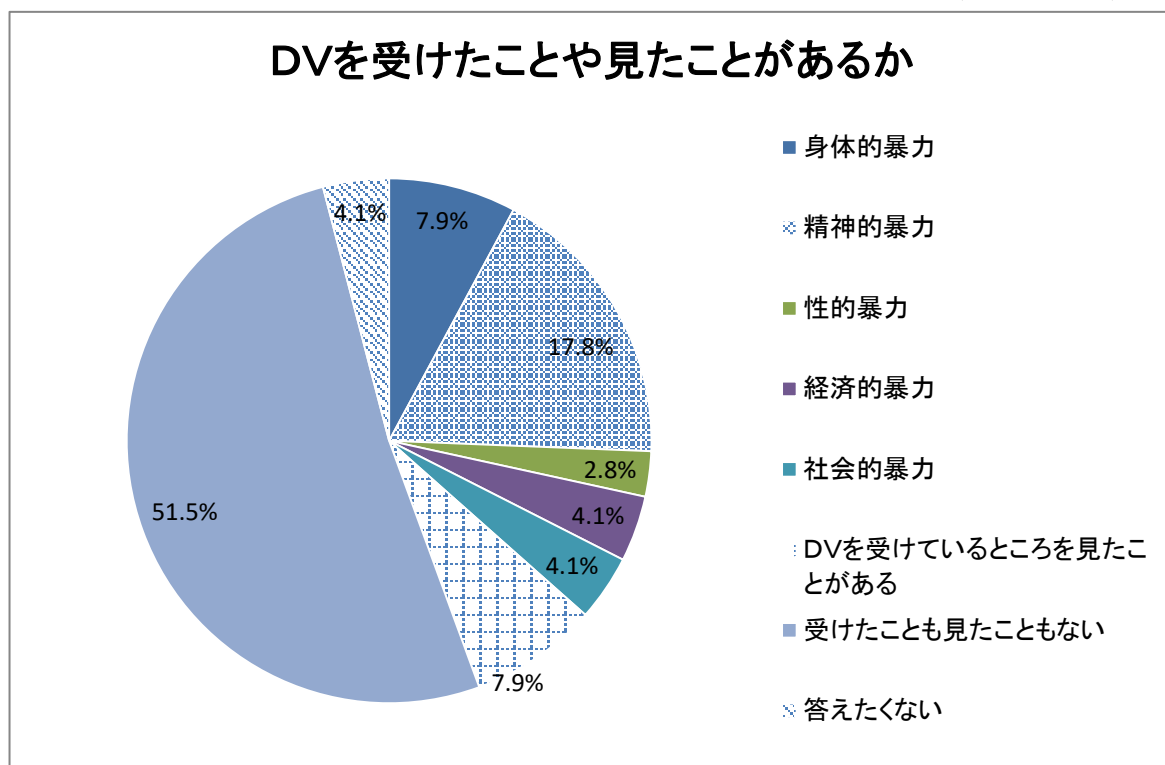
### 3 男女間の暴力について

1 DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉を知っていますか。



「言葉も意味も知っている」と回答した方が全体のおよそ9割を占め、こちらの単語は『男女共同参画』と比べてもかなり世の中に浸透しているといえます。

2 あなたは、これまでにDVを受けたことや見たことがありますか。（複数選択可）

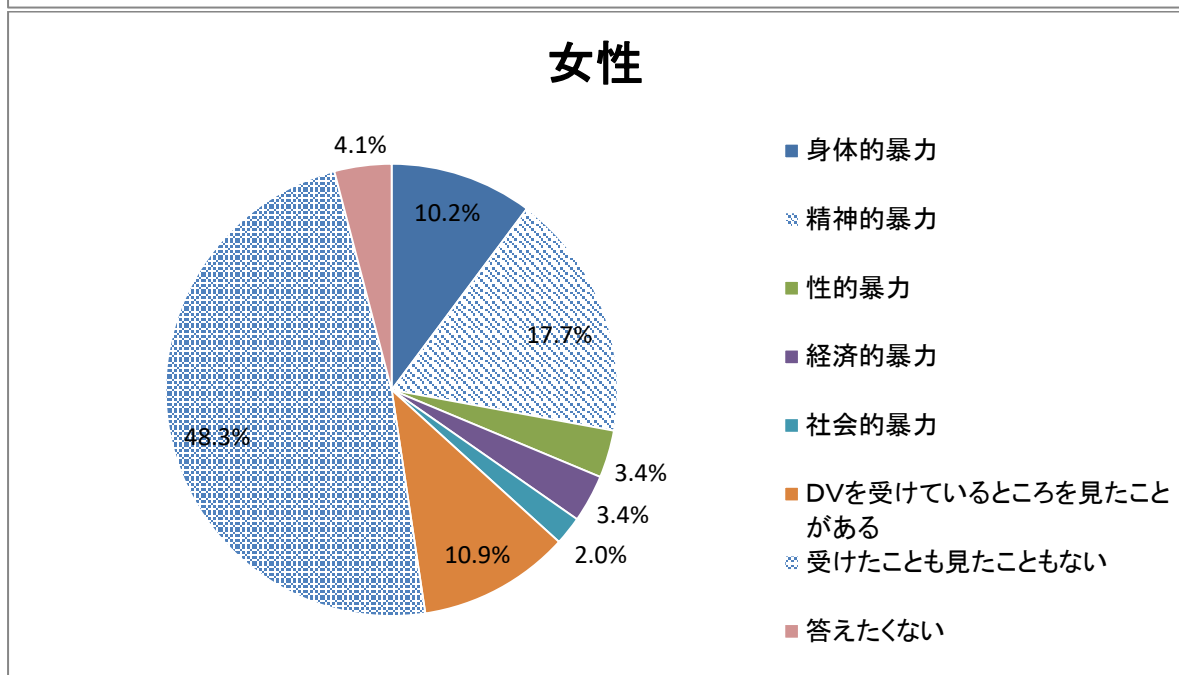
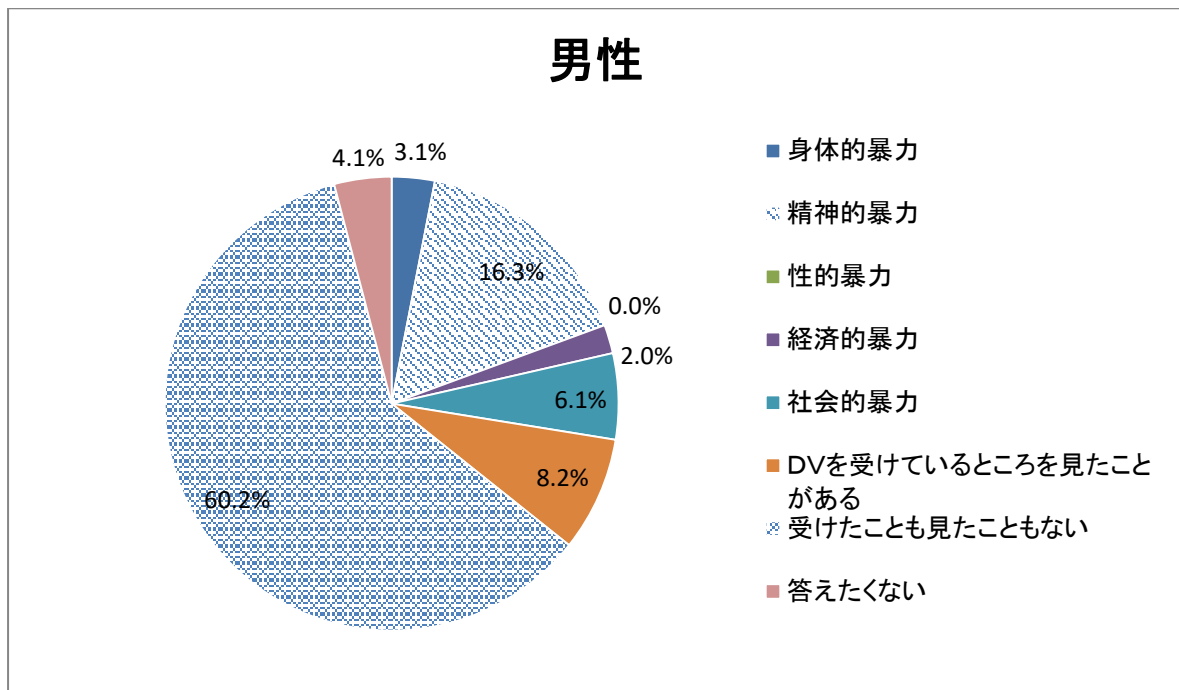


(参考：H17)

問15: 配偶者からの次の行為についてこの1年以内に経験したことを選んで下さい(複数可)

	回答数	回答率	
1. 誰のおかげで食べられるんだと言われた	33	5.5%	精神
2. 平手で打たれた・殴られた	13	2.1%	身体
3. 自分の意に反して性的な行為を強要された	16	2.6%	性
4. 外出や電話などを細かく監視された	23	3.8%	社会
5. 決めごとをする時に自分の意見を無視された	54	8.9%	社会
6. 経験したことはない	444	73.4%	
7. その他	22	3.6%	
合計	605		

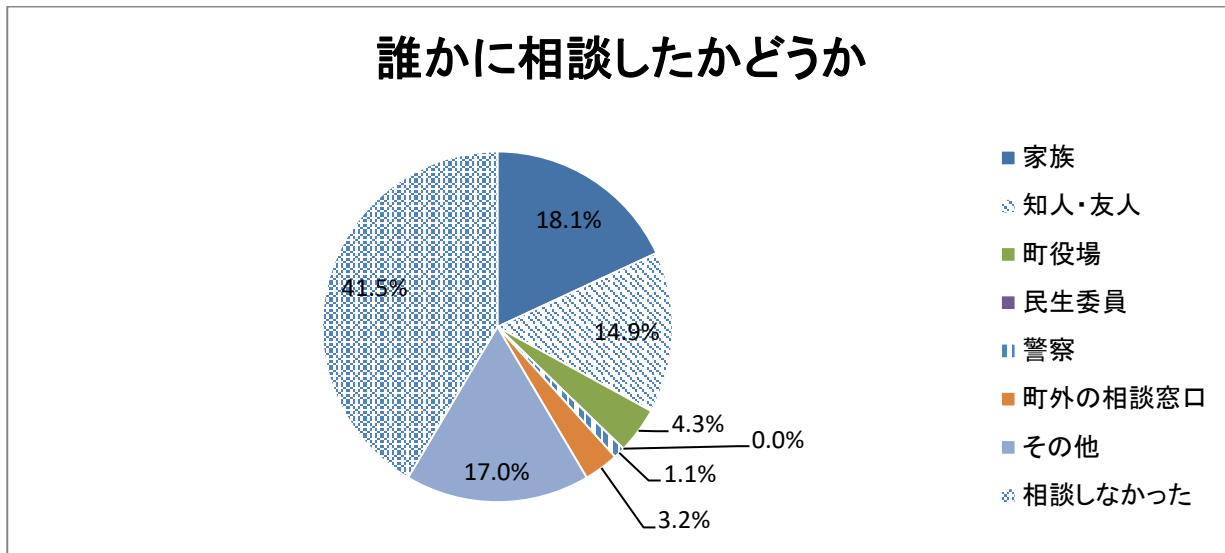
「これまでにDVを受けたことがある」と回答した方は全体の 36.5%でした。中でも多かったのは「精神的暴力」(大声でどなる、脅迫する、無視するなど)の17.8%で、次いで「身体的暴力」(殴る、蹴る、物を投げる等)の7.9%でした。





こちらの質問に対する回答を男女別に見てみますと、男性は27.5%、女性は36.7%がDVを受けたことがあると回答しました。「身体的暴力」や「性的暴力」は女性の方が高く、「社会的暴力」（自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話やメールなどを細かくチェックする等）は男性の方が高い回答率となりました。DVと聞くと、男性と女性に対するものと思われがちですが、男性が女性から受けるDVも多く存在するということを周知する必要があるといえます。

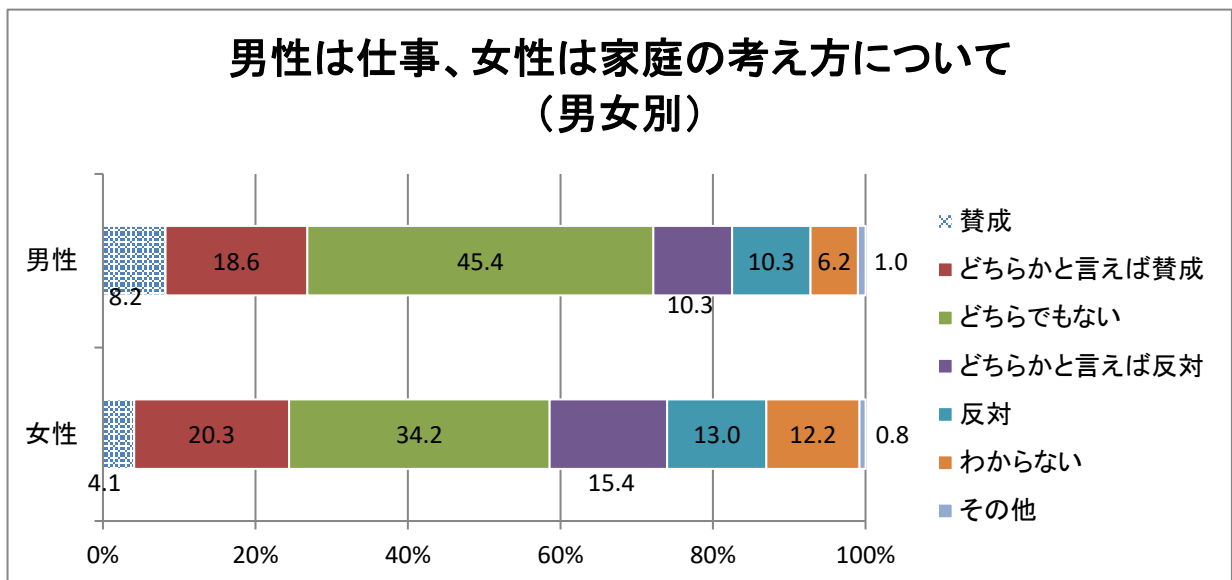
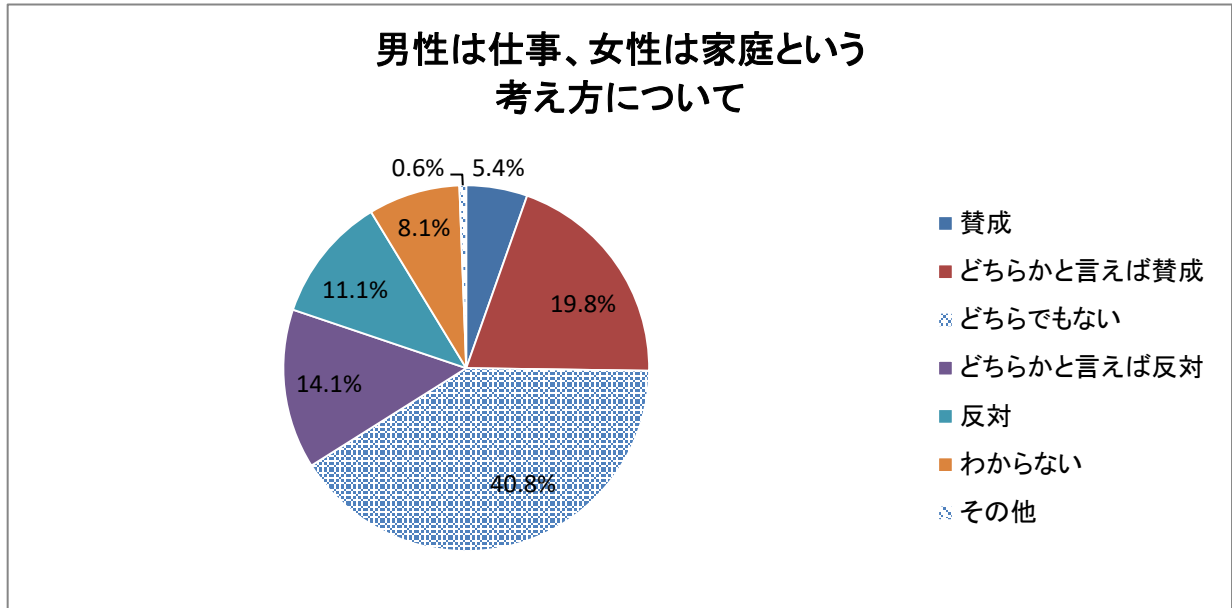
### 3 DVを受けたことがあると回答した方へ、そのとき誰かに相談しましたか。（複数選択可）



「相談しなかった」と回答した方が41.5%と一番多く、「町役場」「民生委員」「警察」と回答した方も1ケタ台と、DVの相談窓口があるということの周知徹底がまだまだ不十分であったことがわかります。公的機関をもっと信頼し利用して頂けるよう、相談しやすい窓口の設置とその周知徹底を推進してまいります。

#### 4 家庭生活について（固定的性別役割分担意識について）

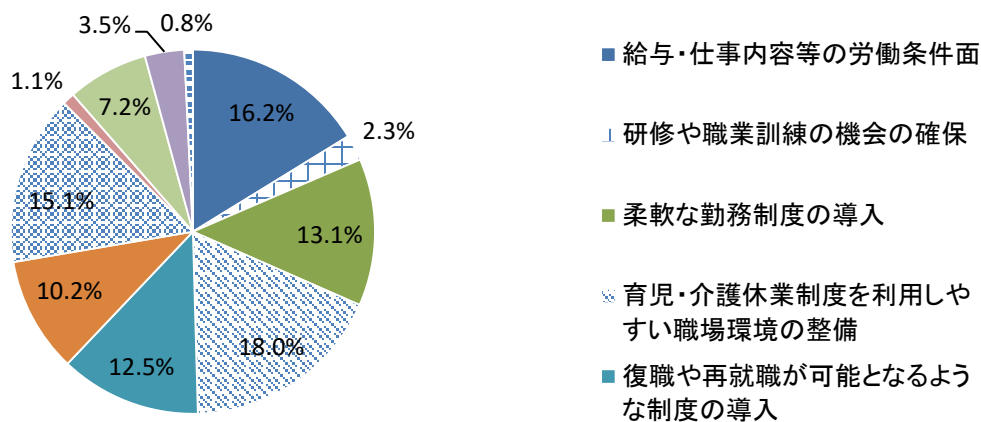
1 あなたは、夫（男性）は外で働き、妻（女性）は家庭を守るべきであるという考え方についてどう思いますか。



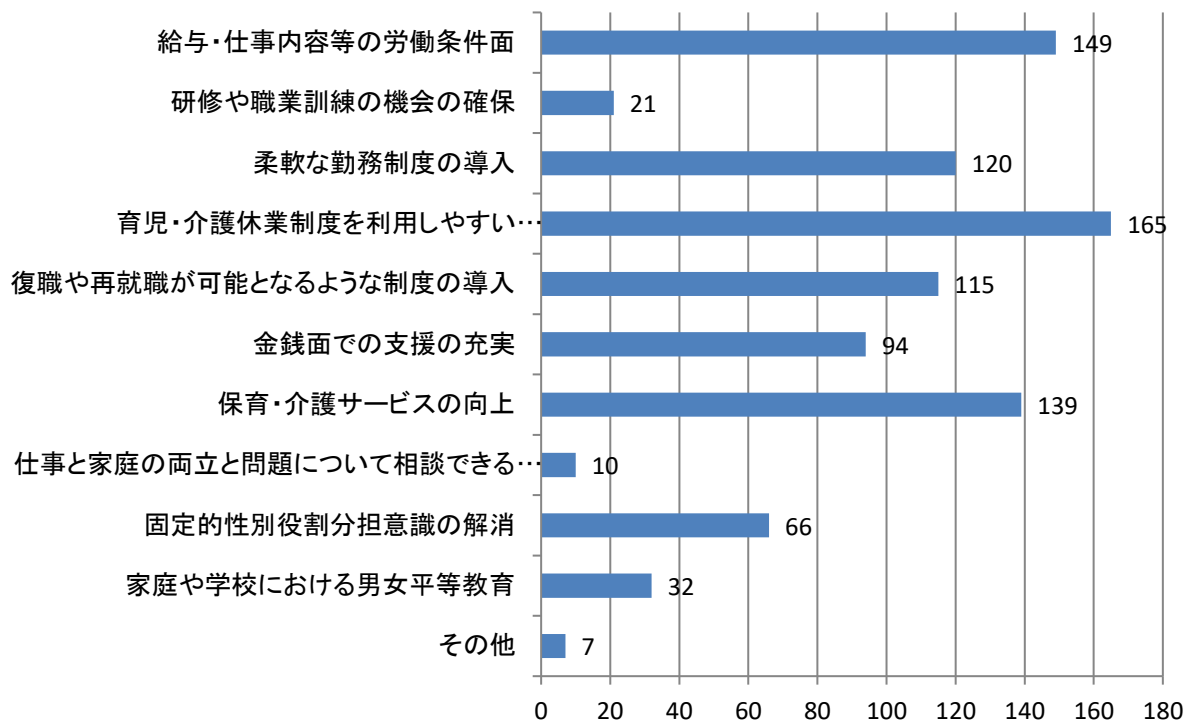
『男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである』という考え方を『固定的性別役割分担意識』と言いますが、その考え方に「賛成」と答えた方は、「どちらかと言えば賛成」の方も含めると 25.2%で、「反対」と答えた方は「どちらかと言えば反対」の方を含めこちらも 25.2%という結果になりました。前は「同感する」が 9.1%、「同感できない」が 40.0%でしたので、この考え方について「反対」だと感じる方がかなり減少したといえます。そもそも、このような考え方があるということ自体が浸透されていないのか、「どちらでもない」と回答した方も 40.8%と、選択肢の中では一番の回答率を占めました。

2 一般に、男女が共に「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと考えますか。(3つ以内で複数選択可) n=918

## 男女が共に仕事・家庭・地域を両立するために必要なこと

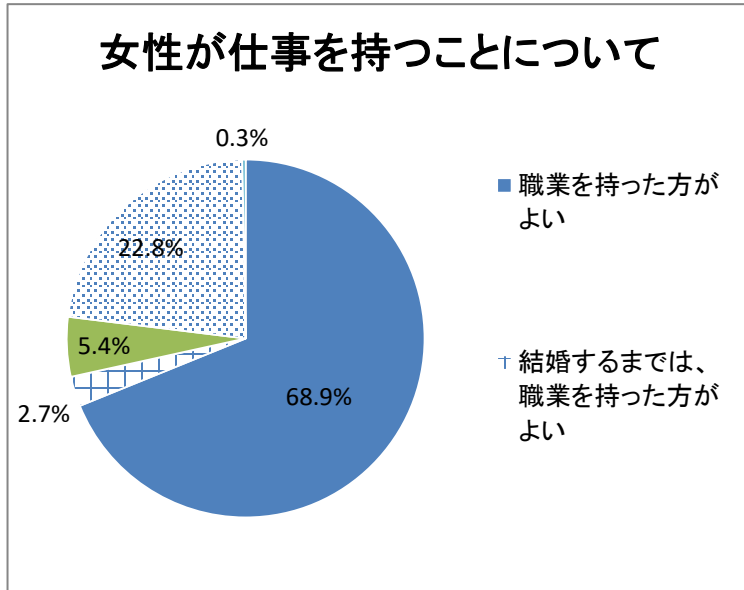


## 仕事・家庭・地域を両立するために必要なこと



## 5 女性と職業について

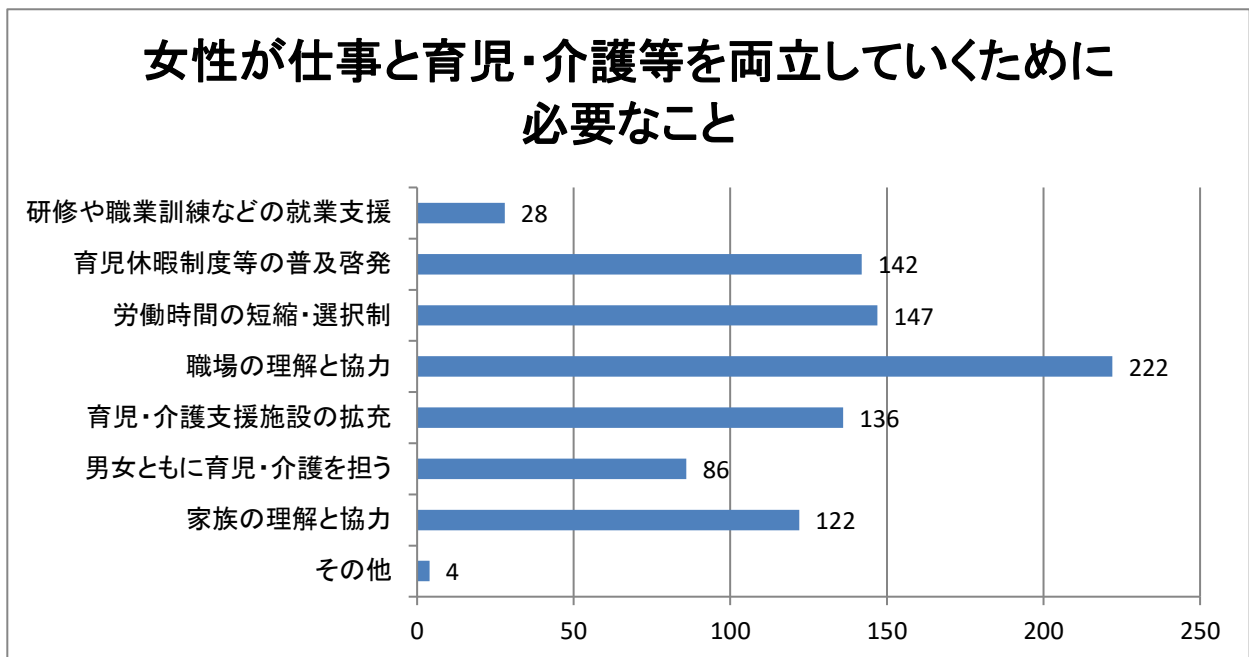
1 女性が職業を持つことについて、あなたはどのように思いますか。



女性が仕事を持つことについて、およそ7割の方が持った方がよいと回答しました。

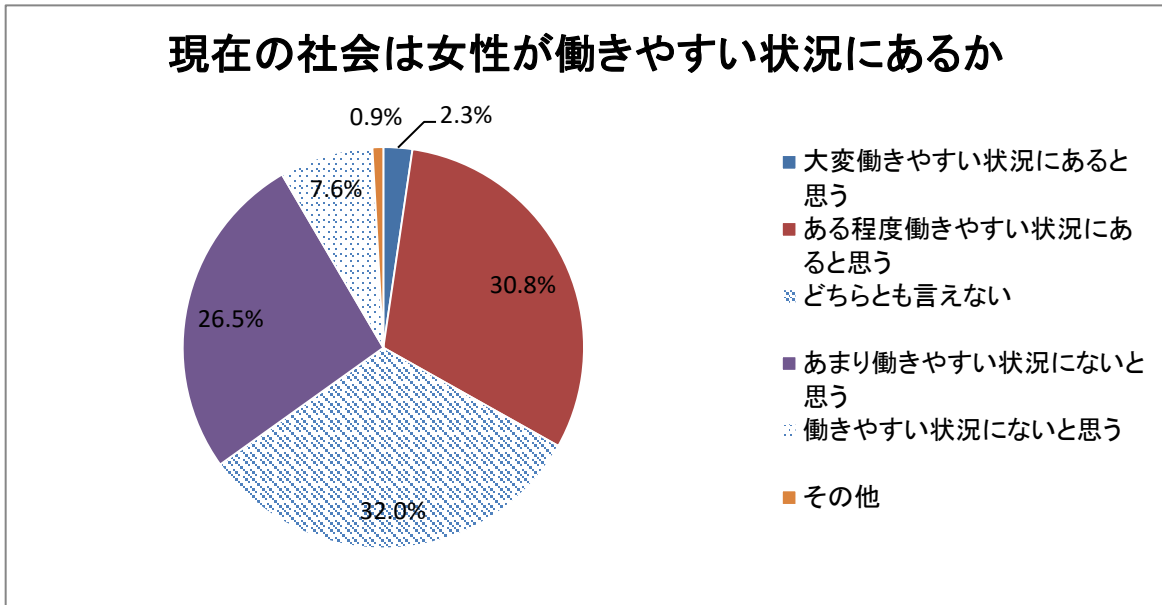
やはりずっと家庭にいるよりは、女性も仕事をもち外に出ることに賛成する考えが多いようです。

2 女性が出産や子育てのために仕事を続けたくてもやむを得ず退職するケースがあるが、女性が仕事と育児・介護等を両立していくために必要だと考えるものは何ですか。(3つ以内で複数選択可) n=887

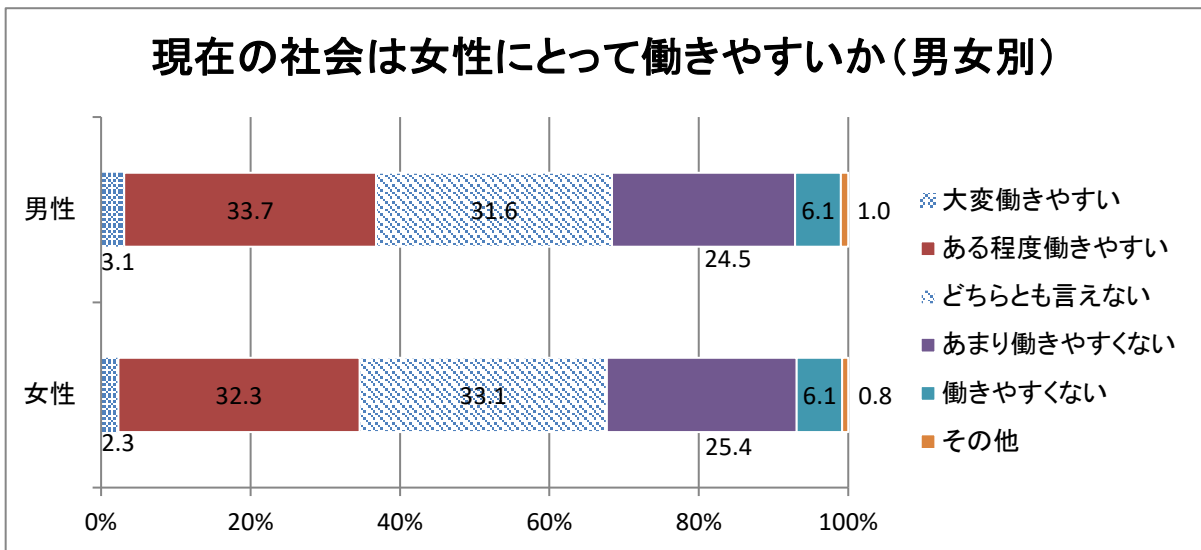


女性が仕事を抱えながらも育児・介護等を両立していくためには、「職場の理解と協力」が必要であると回答した方が25.0%と全体の4分の1を占めました。「育児休暇制度等の普及啓発」や「労働時間の短縮・選択制」も比較的高い回答率となりましたが、いくら制度や労働条件を整えたとしても、やはり周囲の理解や協力が得られなければ、その制度自体を活用できないということが読み取れます。

3 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。

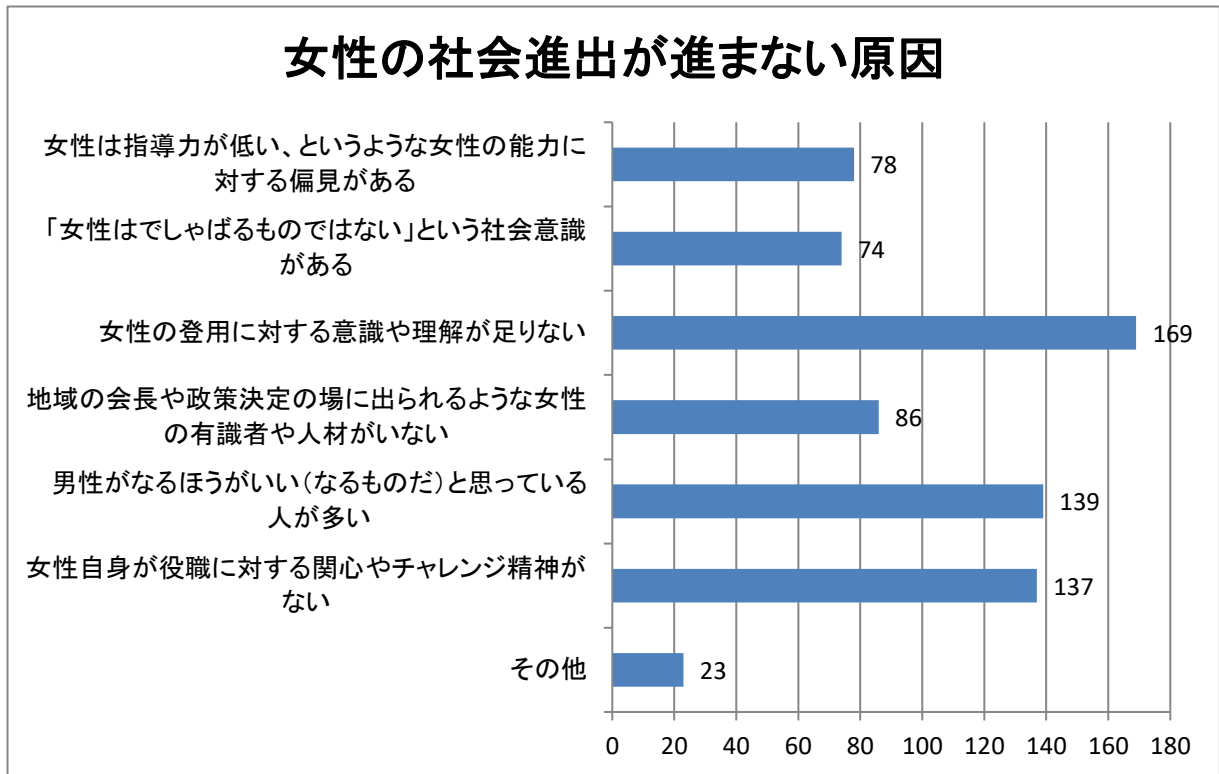


「働きやすい状況にあると思う」と回答した方は「ある程度働きやすい」と回答した方も含め 33.1%の回答率となりました。「働きやすい状況にない」と回答した方は、「あまり働きやすい状況にない」と回答した方も含め 34.1%の回答率となり、どちらもそれほど差はありませんでした。「どちらとも言えない」と回答した方も 32.0%と、どの選択肢においてもおよそ3割の回答率とあまりはっきりとした違いが表れませんでした。



同じ質問を男女別に見ても、どの選択肢もそれほど差はありません。男性にとっても、それほどはっきりと働きやすさを感じていないといえます。

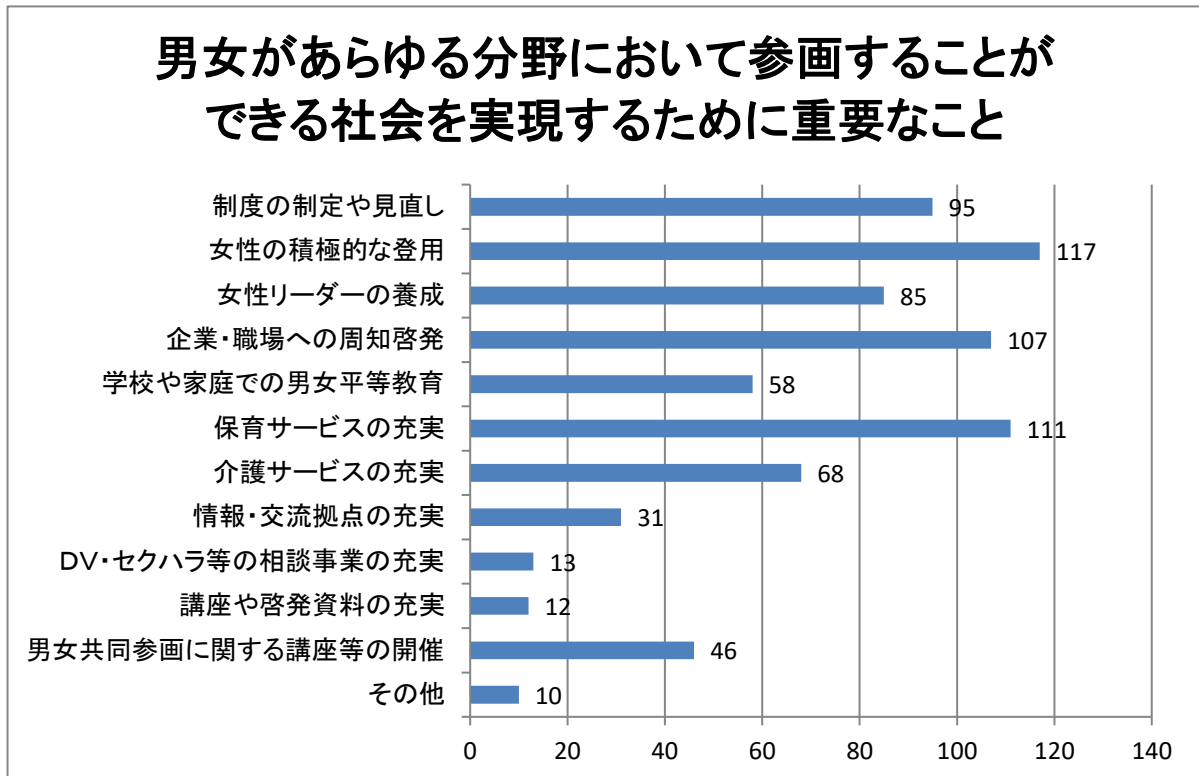
1 自治会、PTAなどの役職、議員や委員会等委員への女性の進出が進まない原因はどこにあると思いますか。(3つ以内で複数選択可) n=706



こちらの質問で一番多い回答数だったのが「女性の登用に対する意識や理解が足りない」で、次いで「男性になるほうがいい(なるものだ)と思っている人が多い」でした。それと同じくらいの回答数だったのが「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」という回答でした。このことから、女性自身がキャリアアップに対して意欲・関心を持てるような対策や意識啓発も必要であるということがわかりました。

2 男性と女性が、家庭・職場・地域・政治の場などあらゆる分野に参画することができる社会を実現するためには、何が重要だと思いますか。（3つ以内で複数選択可）

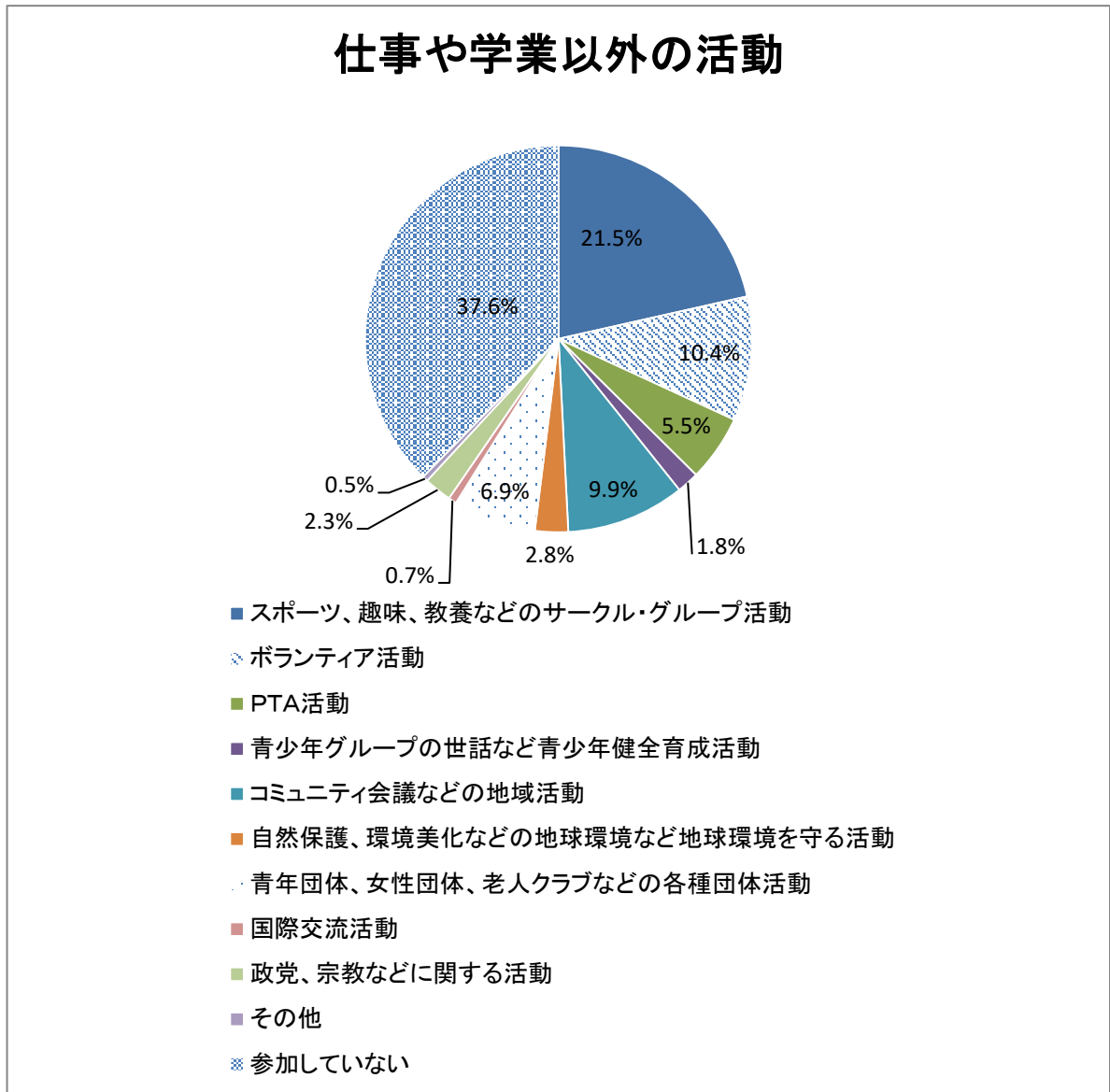
n=753



男女があらゆる分野において参画することができる社会を実現するには、「女性の積極的な登用」が重要であると答えた方が一番多くの回答数でした。また、企業・職場への周知啓発も高い回答率となりました。固定的性別役割分担意識の中でも触れましたが、保育サービスの充実を挙げている方も多く、仕事と子育ての両立が男女共同参画への近道であるといえそうです。

## 7 社会活動への参加について

1 あなたは現在、仕事や学業以外に何か活動をしていますか。(複数選択可)

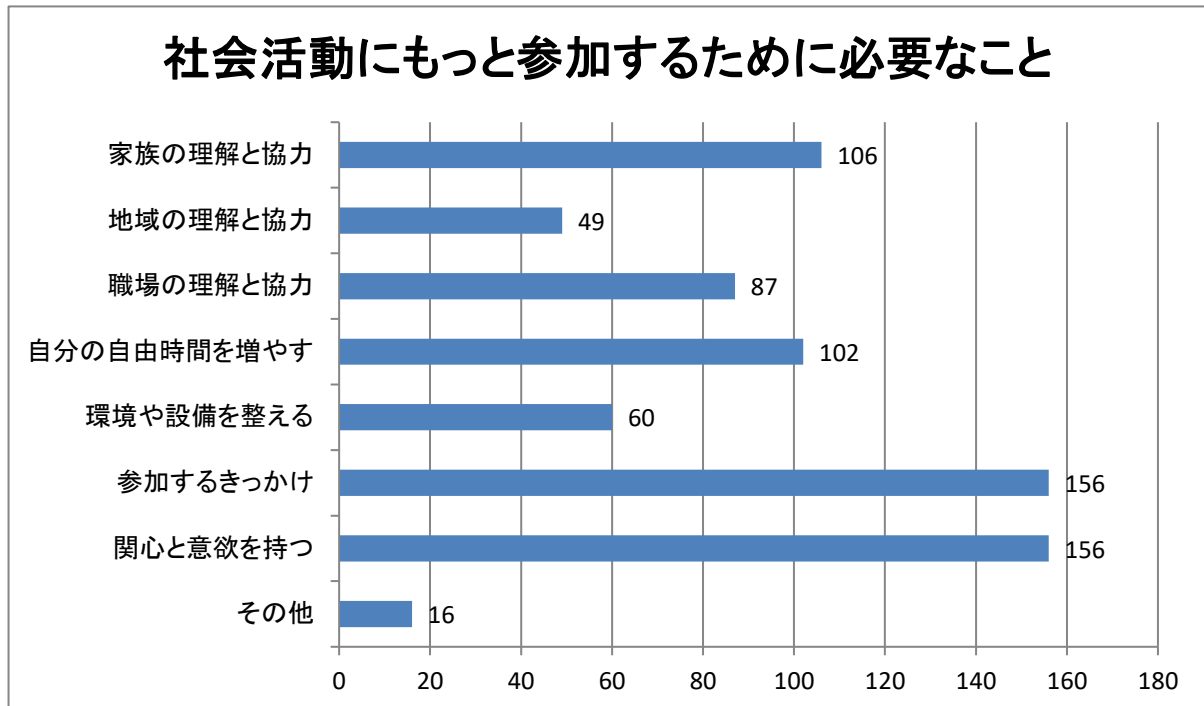


仕事や学業以外に何か活動を行っている人は全体の 62.3%と半数以上の方が活動をしていると回答しました。中でも多かったのが「スポーツ、趣味、教養などのサークル・グループ活動」で 21.5%、次いで「ボランティア活動」が 10.4%でした。



2 あなたが社会活動にもっと参加できるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。

n=732



前の質問で、仕事や学業以外の何か活動に「参加していない」と答えた方は全体の 37.6% でしたが、もっと社会活動に参加するために何が必要かという質問では、「参加するきっかけ」と「関心と意欲を持つ」がそれぞれ同じ回答数で、合わせて全体の 42.6% の回答率となりました。みなさまの関心や意欲を高め、参加するきっかけを多く提供するためにも、各種サークル活動や交流会等、様々な方法での広報周知活動が必要であるといえます。

### 資料3 平成29年度から令和元年度までの街頭アンケート結果

本町では、田園都市やはば第2次男女共同参画プランに基づく推進状況や町民意識・認知度を調査するため、街頭アンケートを実施しています。

#### 男女共同参画に関するアンケート

**【平成29年度】** 回答者数 55 人

実施日：平成29年10月22日（日）

会 場：矢巾町体育館ロビー（町秋まつり特設ブース内）

**【平成30年度】** 回答者数 101 人

実施日：平成30年10月21日（日）

会 場：矢巾町体育館ロビー（町秋まつり特設ブース内）

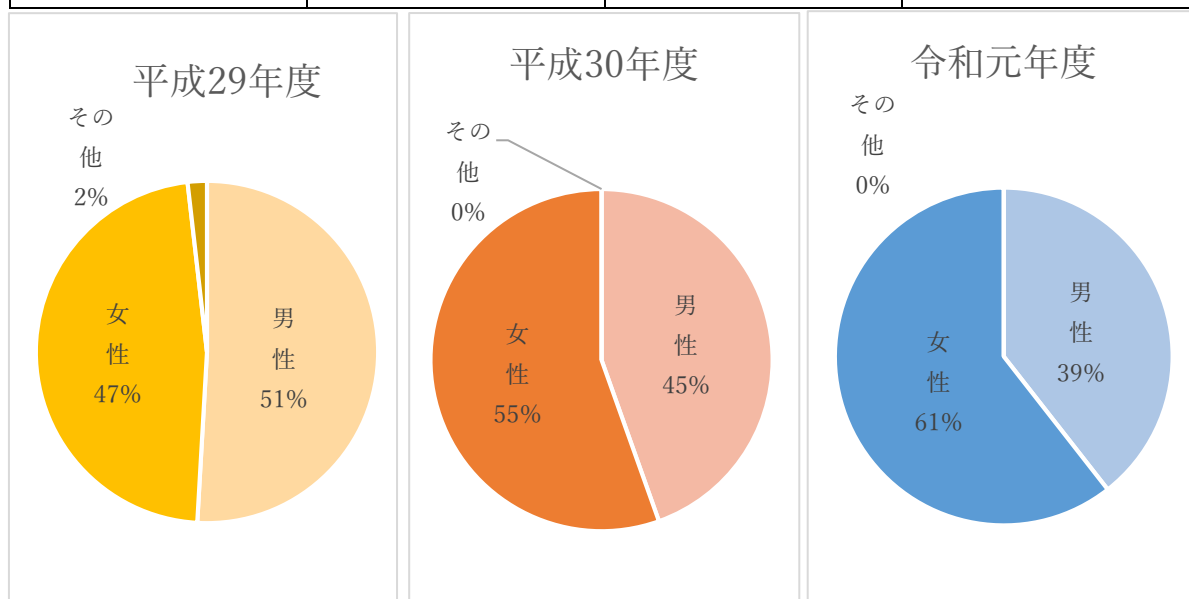
**【令和元年度】** 回答者数 71 人

実施日：令和元年10月20日（日）

会 場：矢巾町体育館ロビー（町秋まつり特設ブース内）

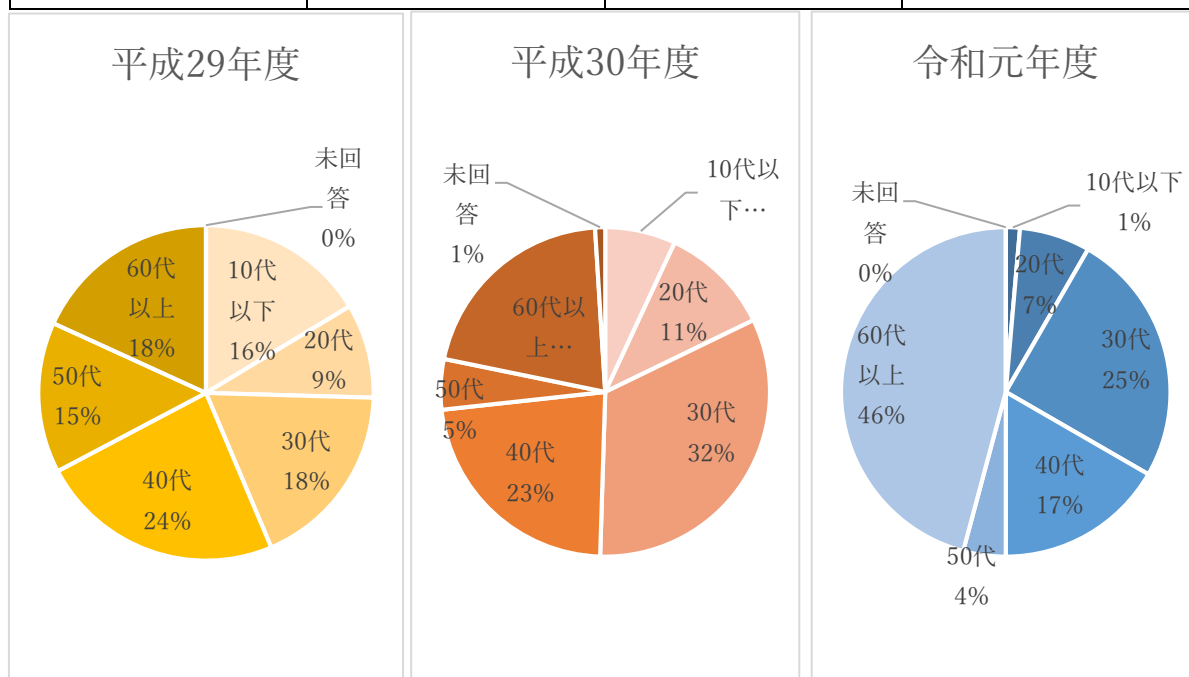
## 1 回答者の性別について

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
男 性	28 人	45 人	28 人
女 性	26 人	56 人	43 人
その他	1 人	0 人	0 人
合 計	55 人	101 人	71 人



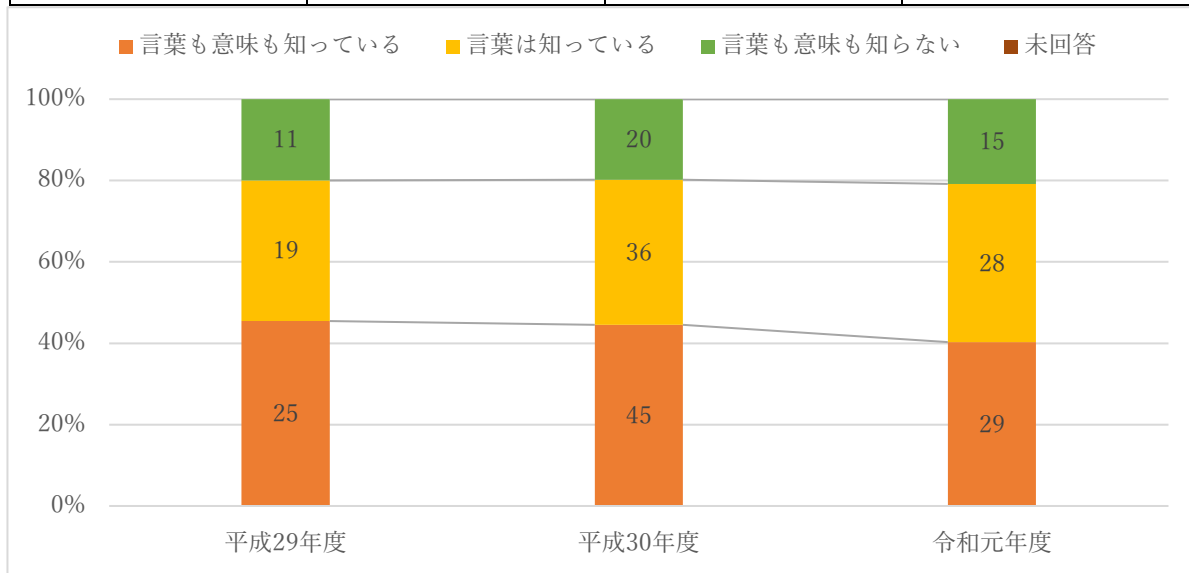
## 2 回答者の年代について

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
10 代以下	9 人	7 人	1 人
20 代	5 人	11 人	5 人
30 代	10 人	33 人	18 人
40 代	13 人	23 人	12 人
50 代	8 人	5 人	3 人
60 代以上	10 人	21 人	33 人
未回答	0 人	1 人	0 人



3 男女共同参画という言葉や意味を知っていますか。

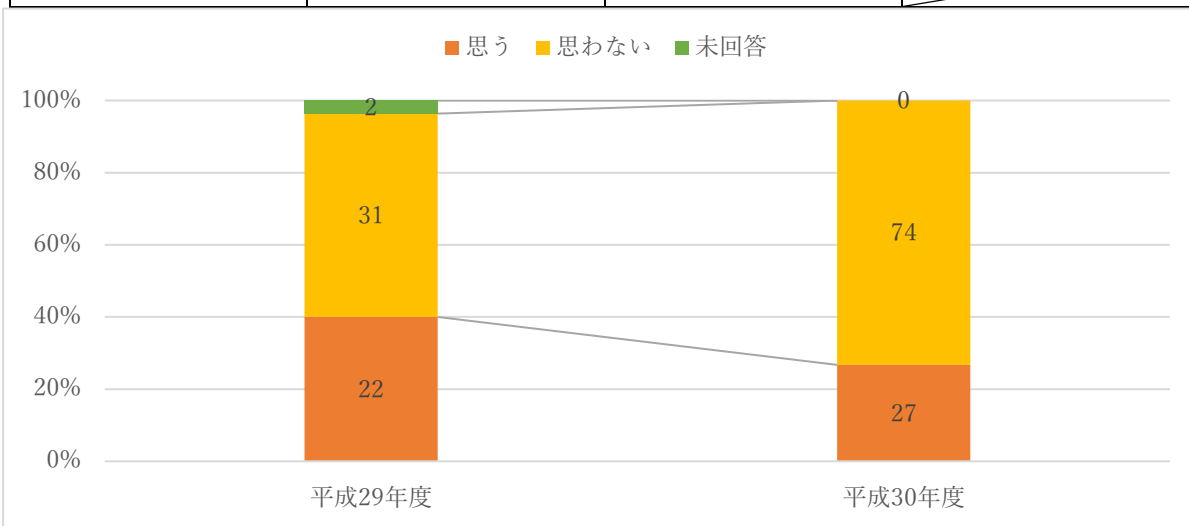
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
言葉も意味も知っている	25 人	45 人	29 人
言葉は知っている	19 人	36 人	28 人
言葉も意味も知らない	11 人	20 人	15 人
未回答	0 人	0 人	0 人



言葉も意味も知っている人の割合は緩やかに減少傾向であり、未だ男女共同参画についての認知度が低いことが明らかである。今後も積極的な周知啓発活動が必要。

4 現在の生活や社会で、男女が平等だと思いますか。

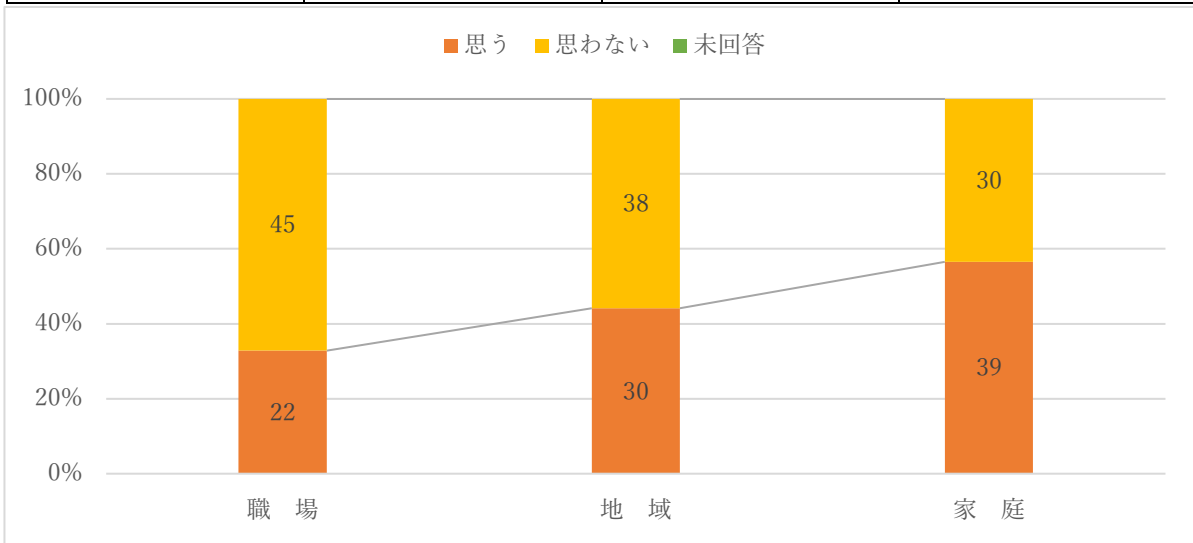
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
思う	22 人	27 人	
思わない	31 人	74 人	
未回答	2 人	0 人	



男女が平等だと思う割合は、平成 29 年度は 40% だったが、平成 30 年度には 26.7% となり、13.3 ポイントも減っている。

5 それぞれの分野において、男女が平等であると思いますか。(令和元年度のみ)

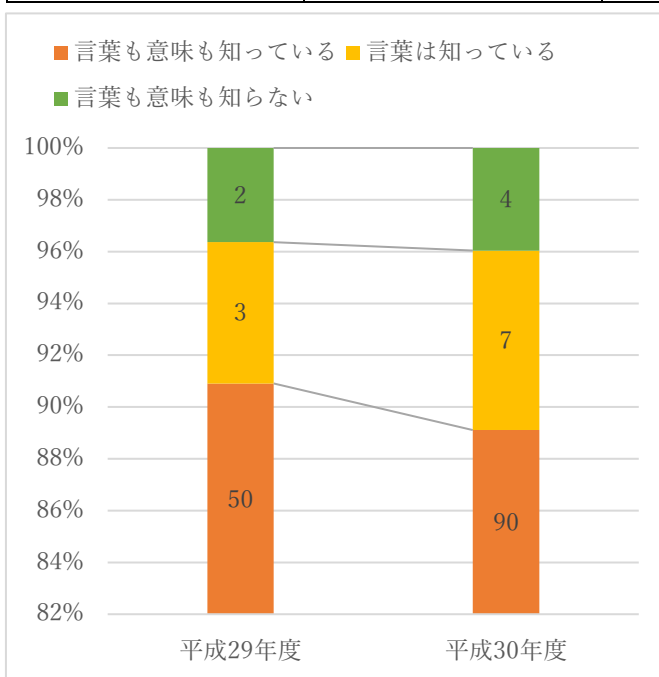
	職 場	地 域	家 庭
思う	22 人	30 人	39 人
思わない	45 人	38 人	30 人
未回答	0 人	0 人	0 人



分野別に男女が平等と思う割合は、職場が30.9%、地域が42.2%、家庭が54.9%となっており、家庭において男女平等を感じる人が多いことが分かった。共働き家庭が増えている中、夫婦が協力しながら家事や育児に取り組んでいることが推測される。一方で、職場では女性管理職が少ないことや、男性が育児休暇・介護休暇が取りにくい等の課題が残る。

6 DV (ドメスティック・バイオレンス) という言葉や意味を知っていますか。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
言葉も意味も知っている	50 人	90 人	
言葉は知っている	3 人	7 人	
言葉も意味も知らない	2 人	4 人	

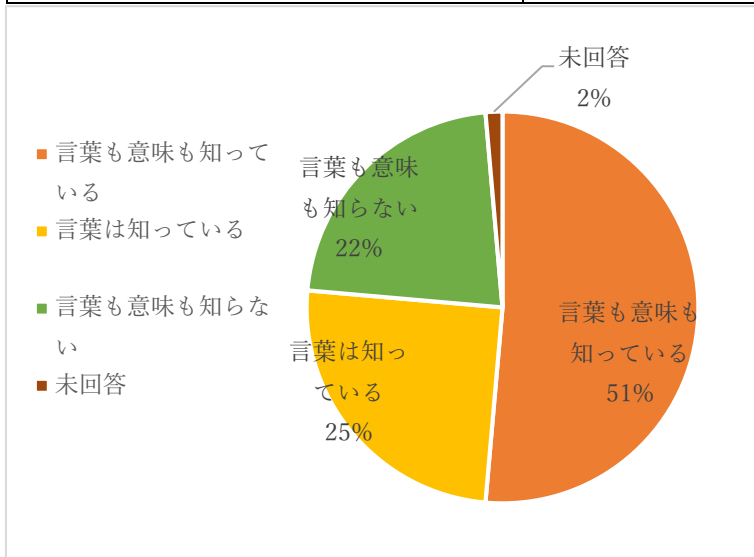


DV については、言葉の普及はありつつも、意味まで知っている人が少ないことが分かった。DV にも身体的・経済的・精神的・性的等の様々な形態があり、単独もしくは何種類かが重なって起こっていることが多い。また、家庭内の問題として潜在化しやすいほか、当事者らが被害・加害に気が付いていないケースも多いことから、一人一人が DV について理解し、当事者意識をもって生活することが予防につながる。今後も DV 予防の観点から周知啓発活動を徹底していく必要がある。

7 LGBT やセクシャルマイノリティという言葉や意味を知っていますか。

(令和元年度のみ)

	令和元年度
言葉も意味も知っている	37人
言葉は知っている	18人
言葉も意味も知らない	16人
未回答	1人



現在、男女という枠組みにとらわれず、年齢や国籍、性的指向や性自認（性同一性）の理解や認知度が高まっている。

今回のアンケート結果を見ても、言葉も意味も知っている人は半数を超えた。理解や認知度の高まりとともに、人権を尊重し合あえる社会の実現に向けて、今後も周知啓発活動に取り組んでいく。

## 資料4 男女共同参画関係年表

参考1：内閣府男女共同参画発行・編集「ひとりひとりが幸せな社会のために（令和2年版データ）」

参考2：岩手県環境生活部若本女性協働推進室発行 令和元年度岩手県男女共同参画年次報告書

年	世界	日本	岩手県	矢巾町
昭和50年 (1975年)	国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 世界行動計画採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催		
昭和51年 (1976年)				
昭和52年 (1977年)		国内行動計画策定  国立婦人教育会館（現・国立女性教育会館）設置	企画調整部志少年対策課において、婦人問題に関する総括事務を所管 婦人問題関係課長会議開催 婦人団体県連会長会開催（以降、毎年開催） 婦人対策懇談会設置	
昭和53年 (1978年)			岩手の婦人対策の方向策定 岩手婦人の集い開催（以降、毎年開催） 婦人の生活実態と意識に関する調査実施 岩手県婦人問題研究会議開催 広報誌「婦人情報」創刊	
昭和54年 (1979年)	国連第34回総会女子差別撤廃条約採択	女子差別撤廃条約署名	企画調整部青少年婦人課設置 婦人週間ブロック会議開催（県内4会場）（以降、毎年開催） 婦人海外研修「訪ソ婦人の船」に5人の女性を派遣 北海道、東北、関東地区婦人問題推進地域会議開催	
昭和55年 (1980年)	国連婦人の十年中間年世界会議（コペンハーゲン）  国連婦人の十年後半期行動プログラム採択		婦人海外研修「中華人民共和国」に5人の女性を派遣（56年度は6人の女性を派遣）	

年	世界	日本	岩手県	矢巾町
昭和56年 (1981年)		国内行動計画後期重点目標策定	岩手の婦人発刊 岩手の婦人対策の方向後期重点目標設定	矢巾町婦人教育連絡協議会発足(4月)
昭和57年 (1982年)			岩手婦人の船洋上研修開始(以降、毎年実施) 岩手県単独による婦人海外研修開始(以降、毎年10人の女性をヨーロッパ等へ派遣)	
昭和58年 (1983年)				
昭和59年 (1984年)		女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正	婦人の生活実態と意識に関する調査実施	
昭和60年 (1985年)	国連婦人の十年ナイロビ会議 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	女子差別撤廃助役への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布 労働基準法の一部改正 家庭科教育に関する検討会議報告 女子差別撤廃条約批准		
昭和61年 (1986年)		婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) 婦人問題企画推進有識者会議開催		
昭和62年 (1987年)		西暦2000年に向けての国内行動計画策定		
昭和63年 (1988年)		女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	新岩手の婦人対策の方向策定	
平成元年 (1989年)			岩手県婦人行政推進連絡会議設置 いわて女と男のさわやかフォーラム(岩手婦人の集いを改称)開催(以降、毎年開催)	
平成2年 (1990年)			婦人週間いわて地域フォーラム(婦人週間ブロック会議を改称)開催(以降、毎年開催) 岩手の女性の意識に関する調査実施	



年	世界	日本	岩手県	矢巾町
平成3年 (1991年)		育児休業法の公布		
平成4年 (1992年)			いわて女性さわやかプラン策定	
平成5年 (1993年)	世界人権会議（ウィーン） 女性に対する暴力撤廃宣言	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下パートタイム労働法）の公布	青少年婦人課を青少年女性課に改称 さわやか地域フォーラム開催	
平成6年 (1994年)	国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議		
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京） 北京宣言及び行動綱領採択	育児休業法を育児休業・介護休業法への改正（介護休業制度の法制化）		
平成8年 (1996年)		男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 男女共同参画2000年プラン策定	いわて女性さわやかプラン後期具体的施策策定	
平成9年 (1997年)		男女共同参画審議会設置（法律） 介護保険法公布	情報誌join創刊	
平成10年 (1998年)			男女が共に支える社会に関する意識調査実施	
平成11年 (1999年)		男女共同参画社会基本法公布・施行		
平成12年 (2000年)	国連特別総会女性2000年会議（ニューヨーク） ミレニアム開発目標（MDGs）設定（目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上） 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号採択	男女共同参画基本計画（第1次）閣議決定	いわて男女共同参画プラン策定	

年	世界	日本	岩手県	矢巾町
平成13年 (2001年)		男女共同参画会議設置及び男女共同参画局設置  配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) 仕事と子育ての両立支援策の方針について閣議決定		農業農村男女共同参画推進事業(国庫補助事業)実施(H13~14)
平成14年 (2002年)			岩手県男女共同参画推進条制定	
平成15年 (2003年)		女性のチャレンジ支援策の推進について男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 少子化社会対策基本法公布・施行 次世代育成支援対策推進法公布・施行	青少年女性課を青少年・男女共同参画課に改称  男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度策定 男女が共に支える社会に関する意識調査実施	
平成16年 (2004年)		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正		矢巾町男女共同参画推進本部設置要綱、矢巾町男女共同参画推進懇話会設置要綱制定
平成17年 (2005年)	国連北京+10閣僚級会合(ニューヨーク)	男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定  女性のチャレンジ支援プラン策定	いわて男女共同参画プラン改定  いわて配偶者暴力防止対策推進計画策定	矢巾町男女共同参画社会づくりのための意識調査実施(2月)
平成18年 (2006年)		男女雇用機会均等法改正  女性の再チャレンジ支援プラン改定	男女共同参画センター開設  男女が共に支える社会に関する意識調査実施	田園都市やはば男女共同参画プラン(矢巾町男女共同参画プラン)策定(3月)

年	世 界	日 本	岩手県	矢巾町
平成19年 (2007年)		配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律改正 パートタイム労働法改正 仕事と生活の調和（ワー ク・ライフ・バランス） 憲章及び仕事と生活の調 和推進のための行動指針 策定		
平成20年 (2008年)			いわて配偶者暴力防止対 策推進計画一部改正	
平成21年 (2009年)		育児・介護休業法改正  女子差別撤廃条約実施状 況第6回報告審議	岩手県男女共同参画審議 会に新しい岩手男女共同 参画プランの基本的方向 について諮問 男女が共に支える社会に 関する意識調査実施	
平成22年 (2010年)	国連北京+15記念会合 (ニューヨーク)  国連グローバル・コンパ クト(UNGC)と UNIFEM(現 UNWomen)が女性のエン パワーメント原則(WEP	APEC第15回女性リー ダーズネットワーク (WLN)会合(東京開 催) 仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス) 憲章及び仕事と生活の調 和推進のための行動指針 改定 男女共同参画基本計画 (第3次)閣議決定		
平成23年 (2011年)	UN Women正式発足		いわて男女共同参画プラ ン策定 いわて配偶者暴力防止対 策推進計画策定	
平成24年 (2012年)	第56回国連婦人の地位委 員会「自然災害における ジェンダー平等と女性の エンパワーメント」決議 案採択		男女が共に支える社会に 関する意識調査実施	
平成25年 (2013年)		配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関 する法律改正(平成26年 1月施行)		

年	世界	日本	岩手県	矢巾町
平成26年 (2014年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	パートタイム労働法改正  女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム (WAW!Tokyo2014)開催(以降、毎年開催)	若者女性協働推進室設置	
平成27年 (2015年)	国連北京+20記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))  第3回国連防災会議(仙台)仙台防災枠組採択  UN Women日本事務所開設 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	女性の活躍加速のための重点方針2015策定(以降、毎年開催)  女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布(翌年、全面施行) 男女共同参画基本計画(第4次)閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する女性・平和・安全保障に関する行動計画策定	第3回国連号災世界会議において若者や女性の活躍支援の重要性を盛り込んだ「東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言」を世界に発信 男女が共に支える社会に関する意識調査実施	矢巾町男女共同参画基本計画策定に係るアンケート調査実施(8月)
平成28年 (2016年)		女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議  育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	いわて男女共同参画プラン改定  いわて配偶者暴力防止対策推進計画策定	田園都市やはば第2次男女共同参画プラン(矢巾町第2次男女共同参画プラン)策定(3月)
平成29年 (2017年)		刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		

年	世界	日本	岩手県	矢巾町
平成30年 (2018年)		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行 セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政官での事案発生を受けての緊急対策～の策定	男女が共に支える社会に関する意識調査実施	
令和元年 (2019年)	G20大阪首脳宣言	女性活躍推進法改正		
令和2年 (2020年)	国連北京+25記念会合 (第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	男女共同参画基本計画 (第5次)閣議決定		
令和3年 (2021年)			いわて男女共同参画プラン策定	田園都市やはば第2次男女共同参画プラン中間改訂版策定(3月)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。



5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政

府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大

臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項

の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会  
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄  
(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の

行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

## 資料6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分

担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項



- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

## 第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野におけ

る男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（令元法二四・追加）

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二

十二年法律第百四十一号) 第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。



(令元法二四・旧第二十五条繰下)

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十條繰下・一部改正)

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一條繰下・一部改正)

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二條繰下・一部改正)

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三條繰下・一部改正)

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四條繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・一部改正）

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の

安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）

### 第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条—第31条）

### 第4章 雑則（第32条）

### 附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の

基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動を両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め

るに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活



動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員(以下この条において「委員」という。)を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び

市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

## 資料8 矢巾町男女共同参画推進本部設置要綱

### (設置)

第1 本町における男女共同参画に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、矢巾町男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の総合的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策に必要な事項を協議、調整すること。

### (組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職員及び会計管理者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4 本部長は本部を総理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

### (幹事会)

第6 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2各号の事項について調査検討を行い、本部に提案する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる所属の係長職の職員の中から本部長が命じた職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、総務課長をもって充てる。
- 5 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集する。

### (庶務)

第7 本部の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

### (補則)

第8 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日告示第21号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第39号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、この告示の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この告示による改正後の第3第2項、同第3項及び別表の規定は適用せず、この告示による改正前の第3第2項、同第3項及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この告示による改正前の第3第2項中「助役」とあるのは「副町長」とする。

附 則（平成27年4月1日告示第48号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第17号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日告示第97号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日告示第56号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

（平28告示17・平30告示97・令2告示56・一部改正）

総務課長

企画財政課長

税務課長

町民環境課長

福祉課長

健康長寿課長

産業観光課長

道路住宅課長

文化スポーツ課長

上下水道課長

出納室長

議会事務局長

監査委員事務局長  
農業委員会事務局長  
教育委員会事務局学校教育課長  
教育委員会事務局子ども課長  
教育委員会学校給食共同調理場所長

## 資料9 矢巾町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1 本町における男女共同参画推進に関する総合的な施策の樹立とその推進に資するため、矢巾町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の樹立とその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に関する調査研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3 懇話会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の各種団体の代表者
- (3) 町内の企業及び事業所の代表者
- (4) 男女共同参画サポーター
- (5) 一般公募による者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇話会を総理し、会議の議長となり懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、会長が招集する。

(謝礼)

第7 懇話会に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8 懇話会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日告示第19号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日告示第57号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。



## 資料 10 矢巾町男女共同参画推進本部会名簿

(令和 2 年度)

本部長	町長	高橋昌造
副本部長	副町長	水本良則
副本部長	教育長	和田修
本部員	総務課長	藤原道明
本部員	企画財政課長	吉岡律司
本部員	税務課長	花立孝美
本部員	町民環境課長	吉田徹
本部員	福祉課長	浅沼圭美
本部員	健康長寿課長	村松徹
本部員	産業観光課長	佐藤健一
本部員	道路住宅課長	佐々木芳満
本部員	文化スポーツ課長	田村英典
本部員	上下水道課長	浅沼亨
本部員	出納室長	佐々木智雄
本部員	議会事務局長兼監査委員事務局長	野中伸悦
本部員	農業委員会事務局長	高橋保
本部員	教育委員会事務局学校教育課長	田中館和昭
本部員	教育委員会事務局子ども課長	田村昭弘
本部員	教育委員会部局学校給食共同調理場所長	村松康志

## 資料 11 矢巾町男女共同参画推進懇話会名簿

任期：令和2年度から令和4年度まで

氏名	区分	分野	備考
もん でん 門田 かつとし 勝利	団体	地域	町行政区長協議会会長
むらまつ 村松 ゆきお 幸雄	団体	地域	町コミュニティ会長連絡協議会会長
ぬまた 沼田 けさ子	団体	女性代表	町連合婦人会会長
たかの 高野 みえこ 美恵子	サポーター		男女共同参画海外派遣研修参加者 男女共同参画サポーター
よしだ 吉田 みちこ 美知子	サポーター		男女共同参画サポーター
かわはら 川原 ひさこ 久子	学識経験		男女共同参画海外派遣研修参加者
たかはし 高橋 せつこ 節子	サポーター		男女共同参画海外派遣研修参加者 男女共同参画サポーター
まえざわ 前澤 みつお 光男	公募 サポーター		男女共同参画サポーター
たかぎ 高木 のぶお 伸雄	公募		公募により令和2年度から新委員

## 資料 12 第 2 次男女共同参画プラン策定から改訂までの経緯

年 月 日	内 容	
平成 27 年	7 月 30 日	第 1 回男女共同参画推進懇話会（計画の趣旨と町民アンケートの内容と実施、今後のスケジュールについて）
	8 月 28 日～ 9 月 25 日	矢巾町男女共同参画社会づくりのための意識調査（町民アンケート）実施
	12 月 17 日	第 1 回男女共同参画推進本部会議（町民アンケートの集計結果と新男女共同参画プラン（案）の策定スケジュールについて）
	12 月 18 日	第 2 回男女共同参画推進懇話会（町民アンケートの集計結果と計画スケジュールについて）
平成 28 年	1 月 27 日	第 3 回男女共同参画推進懇話会（新男女共同参画プラン（案）について）
	2 月 1 日～ 2 月 29 日	パブリックコメントの実施
	3 月 17 日	第 2 回男女共同参画推進本部員会議（新男女共同参画プランについて）
	3 月 25 日	第 4 回男女共同参画推進懇話会（新男女共同参画プランについて）
	3 月 吉日	第 2 次男女共同参画プランの印刷、配布 （印刷部数：100 部、配布箇所：町内各小中学校、保育園、事業所、卸センターなど）
平成 30 年	2 月 15 日	第 1 回男女共同参画推進懇話会（プランの前年度達成状況について）
	6 月 22 日	第 1 回男女共同参画推進懇話会（新委員委嘱状交付、委員長・副委員長の互選、プランの前年度達成状況について）
令和 元年	6 月 19 日	第 1 回男女共同参画推進懇話会（プランの前年度達成状況について）
令和 2 年	7 月 22 日	第 1 回男女共同参画推進懇話会（新委員委嘱状交付、委員長・副委員長の互選、プランの前年度達成状況について）
	8 月 28 日	第 2 回男女共同参画推進懇話会（過去 4 年間のプラン達成状況について）
	11 月 2 日	第 1 回男女共同参画推進本部会議（過去 4 年間のプラン達成状況の評価について）
	12 月 2 日～ 12 月 22 日	プランの現状評価と見直しに係る提言募集（男女共同参画推進懇話会委員及び町内の岩手県男女共同参画サポーターを対象に募集）

年 月 日	内 容	
令和3年	1月4日～ 1月22日	各課において新指標の基準値（令和2年12月時点の現状値）及び目標値（年度ごと）の設定
	3月1日	第2回男女共同参画推進本部会議（第2次男女共同参画プラン改訂版について）
	3月吉日	第2次男女共同参画プラン改訂版の印刷、配布 （印刷部数：70部、配布箇所：町内各小中学校、保育園など）

### 資料13 相談窓口の紹介

岩手県男女共同参画センターでは、家族のこと、配偶者からの暴力、職場の人間関係、交際相手のこと、仕事のこと、性別や性的指向（LGBT等）のこと等、様々な悩みや不安を抱える皆様の相談を受け付けています。

相談受付内容	家族のこと、配偶者からの暴力、職場の人間関係のこと、交際相手のこと、仕事のこと、性別や性指向（LGBT）のこと、その他
定期相談室の開催	一般相談、男性相談（男性のための相談）、法律相談（弁護士による法律相談）、女性のための就労支援相談（働きたいという女性の就職活動をサポート）、性別や性的指向（LGBT）に関する相談（ご家族やパートナー、支援者も対象）等の定期相談室を設けています。 インターネットでの相談も可能です。 ⇒ <a href="https://www1.aiina.jp/cb/consult/index.jsp">https://www1.aiina.jp/cb/consult/index.jsp</a> にアクセス
住 所	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 いわて県民情報交流センター アイーナ6F
問 合 せ 先	019-606-1761
F A X	019-606-1765
E - m a i l	<a href="mailto:danjo@aiina.jp">danjo@aiina.jp</a>
ホームページ	<a href="https://danjo12.wixsite.com/iwatedanjosankaku">https://danjo12.wixsite.com/iwatedanjosankaku</a>
概 要	岩手男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けて、県民が自主的、主体的に活動し、交流するために、「情報、学習、相談、交流」の4つの基本的な機能に沿って事業を行う拠点施設として2006年4月1日にオープンしました。

田園都市やはば 第2次男女共同参画プラン ～中間改訂版～

発行 令和3年3月 岩手県矢巾町

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

TEL : 019-697-2161 FAX : 019-697-5581

HP-アドレス : <https://www.town.yahaba.iwate.jp>

E-mail : [info@town.yahaba.iwate.jp](mailto:info@town.yahaba.iwate.jp)

